総量削減義務と排出量取引制度における 特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン

> 2022(令和4)年4月 東京都環境局

目 次

はじめ	に	1
1	本ガイドラインの背景	. 1
2	本ガイドラインの目的と位置付け	. 1
第1部	検証の進め方	. 2
第1	章 本制度における検証の概要	. 2
1	本制度における検証の基本的考え方	. 2
2	本制度における検証業務の流れ	. 3
第2	章 検証の計画	. 4
1	検証計画に関する書類の作成	. 4
2	検証スケジュールの作成及び提出	. 8
3	「サンプリング計画書」の作成(サンプリング検証を用いる場合)	. 8
第3	章 検証の実施	10
1	事前説明	11
2	検証チェックリストを用いた検証	11
3	排出量検証実施報告書を用いた検証	14
4	検証機関による質問	17
第4	章 検証結果のとりまとめと報告	18
1	検証結果のとりまとめ	18
2	検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定	18
3	検証結果報告書の提出	19
第2部	排出量の検証方法と判断規準	22
第1	章 事業所範囲のとらえ方	22
1	算定の考え方	22
2	検証の具体的な方法	33
3	熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い	37
4	事業所範囲の変更(第2計画期間以降に適用)	38
5	検証のポイント	40
第2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1	算定の考え方	44
2	検証の具体的な方法	
3	検証のポイント	
第3	章 燃料等使用量の把握	55
1	算定の考え方	55
2	検証の具体的な方法	56

3	検証のポイント	7 0
第4	章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定	71
1	算定の考え方	71
2	検証の具体的な方法	7 9
3	検証のポイント	80
第5	章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法	81
1	算定の考え方	81
2	検証の具体的な方法	97
3	検証のポイント	98
資料		00

- A号様式 検証結果の詳細報告書
- B号様式 サンプリング計画書
- C-1号様式 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト
- C-2号様式 根拠となる図面等資料一覧表
- D号様式 排出量検証実施報告書
- 告示第8号様式 検証結果報告書

はじめに

1 本ガイドラインの背景

平成 20 年 6 月 25 日に、東京都議会において全会一致で「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 215 号。通称「環境確保条例」。以下「条例」という。)の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(通称「総量削減義務と排出量取引制度」。以下「本制度」という。)の導入が決定した。

本制度における、「削減義務の履行」及び「排出量取引」を公正なものとするため、排出量の確定行為は重要となる。

このため、本制度では、事業者が各事業所の温室効果ガス排出量を一定の基準に基づき 算定するとともに、算定した排出量の正確性・信頼性を確保するために第三者による検証 を受けて報告することを義務付けている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、検証先事業所の特定温室効果ガス排出量が条例、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。)及び「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断規準を記載したものである。検証機関は、本ガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、本ガイドラインに従って検証を実施していれば、故意又は重大な過失がない限り、条例に準拠して検証を実施したものとみなされる。

本制度において、検証業務を行うことができるのは、東京都に登録した検証機関に限定される。検証機関に求められる要件及び登録のための手続については、「検証機関の登録申請ガイドライン」を参照されたい。

なお、本ガイドラインに示す検証方法は、本制度において適用されるものであり、他の類似の制度や一般に排出量の検証で適用されることを意図したものではない。また、本ガイドラインに基づく検証の結果が、本制度の運用以外の目的で利用されることも意図していない。

加えて、本ガイドラインで示す「書類」、「文書」、「図面」、「資料」、「複写」など書面等により行うこととしているものは、書面等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項により行うことができるものとする。

第1部 検証の進め方

第1章 本制度における検証の概要

1 本制度における検証の基本的考え方

「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」において、排出量の算定は

- ・ 事業所範囲の特定
- ・ 排出活動・燃料等使用量監視点の特定
- 燃料等使用量の把握
- ・ 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

といった手順で行うこととしている。

一方、本制度における排出量の検証は、検証先の事業者により上記に沿って行われた排出量の算定が「排出量算定ガイドライン」に従っているか、また、その算定や集計の結果が適切であるかについて、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、検証業務が円滑に遂行されるよう、本ガイドラインにより検証の手順、確認方法及び判断規準が示されているほか、検証業務を計画する時及び検証結果を報告するための様式が定められている。検証機関は、検証業務を行うに当たり本ガイドラインを遵守するとともに、定められた様式により検証の計画、実施及び報告を行わなければならない。ただし、定められた様式の情報を補足する目的で、検証機関が独自の様式を追加して用いることを妨げない。

2 本制度における検証業務の流れ

本制度における検証業務の流れを次のフロー図に示す。

検証の計画(第2章)

- ・ 検証計画に関する書類の作成 利害相反の回避の確認 検証業務を行う人員の編成 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏ま えた検証の実施手順の決定 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する 検証方法の設定
 - (品質管理手続における確認項目の決定)
- ・ 検証スケジュールの作成及び提出
- ・ 「サンプリング計画書」の作成 (サンプリング検証を選択する場合)

検証の実施(第3章)

- · 事前説明
- ・ 検証チェックリストを用いた検証
- ・ 排出量検証実施報告書を用いた検証
- ・ (検証機関による質問)

検証結果のとりまとめと報告(第4章)

- ・ 検証結果のとりまとめ
- 検証結果の品質管理手続及び検証報告書の確定
- 検証結果報告書の提出

第2章 検証の計画

1 検証計画に関する書類の作成

登録検証機関は検証の実施に先立ち、検証計画に関する書類(様式は定めない。)を作成する。検証計画に関する書類は、次の項目について記載しなければならない。なお、各項目の詳細に関しては以下を参照すること。

- ・ 利害相反の回避の確認
- ・ 検証業務を行う人員の編成(各人員における役割分担を含む。)
- ・ 事前の概要把握、検証留意事項の評価を踏まえた検証の実施手順の決定
- ・ 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定
- ・ 品質管理手続における確認項目(ただし、検証業務規程に特定ガス・基準量に関する 品質管理手続の定めがある場合は不要)

(1) 利害相反の回避の確認

検証機関は、検証先の事業者と検証のための契約を締結する前に、「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に検証機関として抵触していないことを確認しなければならない(「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2業務遂行上の遵守事項(1)利害相反の回避」を参照)。

(2) 検証業務を行う人員の編成

「検証機関の登録申請ガイドライン」では、検証業務を行う者として「検証主任者」及び「検証担当者」が定められており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる仕組みとなっている。なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称している。

検証機関は、検証業務を行うに当たり、当該案件を担当する人員を編成しなければならない。その際、担当する全ての者が「検証機関の登録申請ガイドライン」に定める利害相反に係る事項に抵触していないことを確認しなければならない(「検証機関の登録申請ガイドライン 第2部第2章2 業務遂行上の遵守事項(1)利害相反の回避」を参照)。また、担当する全ての者について役割分担をあらかじめ明確にし、検証計画に関する書類に記載しなければならない。

なお、検証機関は、検証先事業所の事業特性等に応じて、技術専門家を検証業務に帯 同させてもよい。

(3) 概要把握

検証主任者等は、検証業務の計画に当たり、検証先事業所の事業内容、排出活動及び燃料等使用量監視点(第2部第2章1 (4) に後述)に関する概要把握のための情報(次の表を参照。)を、あらかじめ入手し、又は閲覧することが望ましい(図面等については<u>複写</u>の入手でもよい。)。その際、必要に応じて、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等を行うことも考えられる。

なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要 がある。

特に、燃料等使用量監視点や購買伝票等の数量が多い場合は、(5)に述べる燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定にも影響するため、それらの状況について事前に情報収集しておくことが望ましい。

概要把握のための情報 (例)

- ・ 検証先事業所の概要 (パンフレットなど)
- ・ 検証先の事業者が作成した特定温室効果ガス排出量算定報告書(以下「算定報告書」 という。) 並びに昨年度の算定報告書及び検証結果報告書
- 事業所内建物配置図、隣接する敷地内配置図、住宅地図
- ・ テナント一覧、テナント占有スペースを記した図面等
- 事業所内配電図、事業所内空気調和設備系統図、ガス配管図、消防法の危険物貯蔵・ 取扱施設の届出(東京都火災予防条例の危険物貯蔵・取扱施設の届出)購買伝票等の 種類及び数、燃料等購買データの件数等
- 燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメータ等の写真や動画等
- 事業所範囲や建物等を示す写真や動画等

(4) 検証留意事項の評価

検証主任者等は、概要把握に基づき、あらかじめ検証留意事項について抽出し、その評価を行い、特定すること。また、その結果について、検証計画に反映させなくてはならない。

検証留意事項 (例)

- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業を複数の 人間・部署・組織で行っていて、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量の集計・報告作業の担当者 が担当となってから日が浅く、集計・報告のミスが生じやすい状況となっている。

- ・ 前年度と比較して大幅な設備変更や組織変更があり、集計・報告のミスが生じやすい 状況となっている。
- ある燃料等使用量について、実測データの記録を自動記録ではなく転記している。
- ・ ある排出活動・燃料等使用量監視点における燃料等使用量について、算定体制図どお りにデータが集計報告されていない。
- ・ 昨年度の検証で誤りが見つかった。
- ・ 昨年度の報告値から大きくかい離している。

(5) 燃料等の種類ごとの燃料等使用量に対する検証方法の設定

検証主任者等は、燃料等使用量に対する検証を計画するに当たり、燃料等の種類ごと に検証方法を設定する。

検証方法は、原則「ア 全数検証」に示す方法を用いるものとするが、一定の要件を 満たす燃料等の種類については、「イ サンプリング検証」に示す方法を用いることが できる。

ア 全数検証

全数検証は、算定報告書の「燃料等使用量」シートに記載されている全ての燃料等使用量について検証する方法である。すなわち同シートに記載されている燃料等使用量の全ての数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。

料等											使用组	k (~)					
視点	排 出 活	動	燃料等の種類	供 給 会社等	把握 方法	計量器の 種 類	検定等の 有 無	都市ガス メータ種	単位	入力方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乘率	81-	単位発熱量	熱量	排出
. Dumi				J. 100 V	20.00	186 201	12 2		1	77 144	4.9	5月	6月	(A	8Д	9Д	10 A	11月	12月	1,9	2月	3月	来华	ar	(GJ/固有単位)	(GJ)	(t-C0
																											1
					t				1					1									t				
									1																		
									1																		1
					1				T																7		+
				1					1																		
_				1					+																		
_					1				+																		
-					1				1														H				
_					1				 		_			<u> </u>									l				
\dashv				+	-				\vdash														-				-
-				-					\vdash		-												-				
				-							_			-													
-					-				\vdash																		
				-	-				+		_			-				_	_		-	_	-				
H						_	_	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_	_	-	-	-	_	_	-		0

図 1-1 算定報告書の「燃料等使用量」シート

イ サンプリング検証

サンプリング検証は、算定報告書の「燃料等使用量」シートに記載されている燃料等使用量の中から、検証を行う燃料等使用量をサンプリングして検証する方法である。サンプリングされた燃料等使用量については、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合しなければならない。

サンプリング検証は、燃料等使用量監視点又は帳票の数が多い場合、具体的には次 に定める要件を満足する場合に限り選択できる。

【サンプリング検証を選択するための要件】

サンプリング検証を選択するためには、次の全ての要件を満たさなければならない。

- 検証先事業所においてデータ採取、集計報告等の明確なルールが定められて おり、担当者等に周知されていること。
- ・ 同一の燃料等の種類で燃料等使用量監視点が10箇所以上あること又は同一の 燃料等使用量監視点で検証に用いる燃料等購買データを年間で200件以上有 すること。
- エネルギーの外部への供給や住宅等算定対象外活動に関する燃料等使用量監視点でないこと。

また、検証時に発見した状況に応じて、「検証留意事項」及び検証計画を見直すことも必要である。

サンプリング検証で燃料等使用量を購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データ等と突合した結果については、第3章3(3)イで後述する手順に従って行う。

(6) 品質管理手続における確認項目

登録検証機関は、第4章2 のプロセスレビュー及びテクニカルレビューを実施する にあたり、確認すべき項目については、あらかじめ検証計画に関する書類に記載してお かなければならない。ただし、検証業務規程に特定ガス・基準量に関する品質管理手続 の定めがある場合は、検証計画に関する書類に記載をする必要はない。

2 検証スケジュールの作成及び提出

登録検証機関は、作成した検証計画に関する書類に基づき、検証業務を行う人員編成及び役割分担、全体の検証行程(現地検証では当日の行程を含む。)を示した検証スケジュールを作成し、あらかじめ検証先の事業者に提出する。

3 「サンプリング計画書」の作成(サンプリング検証を用いる場合)

サンプリング検証を選択するためには、その燃料等の種類が1(5)イ に示した【サンプリング検証を選択するための要件】を全て満たさなければならない。

また、サンプリングに当たっては、次の【サンプリングの方法】に示した要件を満たすよう、算定報告書の「燃料等使用量」シートに示される各行(以下「算定データ記入ライン」という。)から検証対象とする算定データ記入ラインを選択し、さらに、選択した算定データ記入ラインから検証対象とする月(以下「検証対象月」という。)を選択しなければならない。

【サンプリングの方法】

<算定データ記入ラインの選択>

- ・ サンプリング検証に該当する燃料について、サンプリングする算定データ記入ラインを選択する際には、次の条件を全て満たさなければならない。
- ・ 前回検証時から変化のあった算定データ記入ライン (新規の監視点が含まれるもの、 計器の種類の変更等)を全て選択すること。
- ・ 燃料等使用量監視点箇所数の 20%以上をカバーすること。その際、検証留意事項に 関する燃料等使用量監視点を優先的に選択すること。

<検証対象月の選択>

- サンプリング検証に該当する燃料等の種類について、サンプリングする検証対象月を選択する際には、次の条件を満たさなければならない。
- ・ 選択した検証対象月の燃料等使用量の合計値が当該燃料等の種類の燃料等使用量 の 20%以上をカバーしていること (事業者が算定した値を用いて計算する。)。

サンプリング検証を選択する場合には、対象となる燃料について、上述した要件を満たすよう、次に示す「サンプリング計画書」(B号様式)を作成する。

なお、全ての燃料等の種類で全数検証を用いる場合には、「サンプリング計画書」を作成する必要はない。

【サンプリング計画書の作成】

「サンプリング計画書」(エクセルファイル形式)は次の手順に従って作成する。

- ① 算定報告書の「燃料等使用量」シートの記入内容のうち、サンプリングの対象となる燃料について「サンプリング計画書」に入力する。
- ② 上述の「算定データ記入ラインの選択」の要件を満たすよう、検証の対象とする算定データ記入ラインを選択し、「選択の理由」欄の該当する理由を選ぶ。
- ③ ②で選択した算定データ記入ラインについて、上述の「検証対象月の選択」の要件 を満たすよう、検証対象月を選択する。その際、「燃料等の種類別の燃料等使用量合 計値」表を参照しながら、選択した検証対象月の燃料等使用量の、当該燃料等の種 類におけるカバー率を計算し、「燃料等の種類のカバー率」欄に入力する。

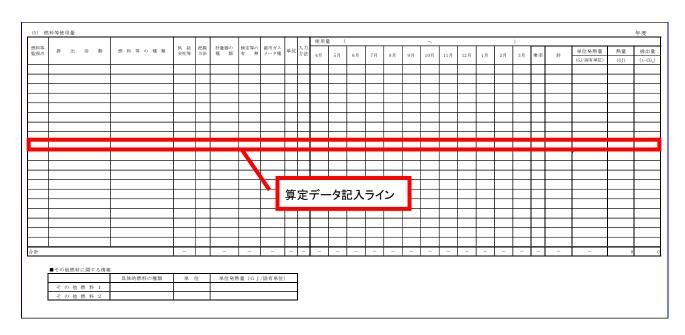


図 1-2 「燃料等使用量」シートの算定データ記入ライン

第3章 検証の実施

第1章1 でも述べたように、本制度における排出量の検証は、

- ① 検証先の事業者により行われた排出量の算定が、「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」に従っているか。
- ② 算定や集計の結果が適切であるか。

について、第三者の立場でチェック、判断するものである。

その際、①の検証については「特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト」(C-1 号様式) (以下「検証チェックリスト」という。)及び「根拠とした図面等資料一覧表」(C-2 号様式)が、②の検証については「排出量検証実施報告書」(D号様式)が様式として定められており、検証機関はこれらの様式を用いて検証を行わなければならない。

なお、検証の実施に当たっては、検証先事業所で現物を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等の検証を行うこと。また、エネルギー管理の連動性、近隣の建物等の敷地範囲や燃料監視点などについて、検証対象がないことを図面等根拠資料を用いて確認すること。ただし、書類等の確認のみで全ての検証事項について適合していることが明らかであると登録検証機関が合理的に説明できる場合についてはこの限りではない。

また、検証を開始する前に、検証主任者にあっては東京都が発行した検証主任者登録証を、 検証担当者にあっては東京都が実施した検証主任者等講習会の修了証(登録証及び修了証 は、共に検証対象となる登録区分のもので、有効期間内であるものに限る。)を事業者に必 ず提示すること。

各様式を利用した具体的手順を次に示す。

<参考> ~検証対象がないことの確認方法~

- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できるもの 検証対象が具体的資料に記載されておらず、存在する可能性が高い場所につい てのヒアリング及び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確 認された場合、事業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とす る。
- ガイドラインに示された具体的資料で、直接「ないこと」を判断できないもの 検証対象がある場合に想定される事象(例えば当該燃料種がある場合には、当 該燃料を供給するための設備がある等)が可能な限り信憑性の高い資料を確認し た結果、記載されておらず、存在する可能性が高い場所についてのヒアリング及 び目視又は写真や動画等による確認において「ないこと」が確認された場合、事 業者の「ない」という判断に対する検証結果は、「適合」とする。
- 算定報告書への記載の有無によって検証チェックの必要性が判断できる場合 算定報告書への記載がない場合、検証結果は「該当なし」とする。

1 事前説明

検証機関は検証に先立ち、検証先の事業者に対して、検証業務の理解を促進するため、 検証計画、検証業務遂行上の遵守事項等について、十分に説明する。

2 検証チェックリストを用いた検証

ガイドラインに従っているかの検証は、「検証チェックリスト」に示す各々の「検証チェック項目」について実施しなければならない。その際、検証を行う項目の順序は検証主任者等に委ねられるが、基本的には「検証チェックリスト」に記載される順序に沿うことが想定される。なお、指定に係る確認書に対する検証の際は「指定確認時」、年度排出量の検証の際は「年度検証」を選択する。下表に定める「検証チェック項目」の検証を実施すること。

	検証を実施する検証チェック項目番号
指定確認時	1, 2, 4, 6, 8, 10, 11, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30,
1日 1	31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 48, 49, 50
年度検証	1, 3, 5, 7, 9, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30,
十段快祉	31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51

各「検証チェック項目」に対する検証は、次の手順で実施しなければならない。

(1) 根拠資料・確認手段の選択

各「検証チェック項目」の検証に当たって、本ガイドライン第2部各章末の「検証のポイント」等に記載された事項を踏まえた上で、検証主任者等は「検証チェックリスト」 (C-1 号様式)の「根拠とした資料」欄には、「根拠とした図面等資料一覧表」 (C-2 号様式)の「資料No.」を記載する (C-2 号様式の記入要領は表 1-1 のとおりである。)。 事実に該当しないため根拠資料が存在しない場合は「根拠とした資料」を「無」としてよい。

原則として、検証の対象年度における最新の書類等を用いて検証を行わなければならない(書類等の確認を行わずに、現地の目視、写真や動画等を用いた確認、担当者等へのヒアリングのみで済ませることは原則認められない。例外として、利害関係のない第三者が作成した最新の資料により、確認が可能な場合は認める。)。

確認手段等は現地目視又はヒアリングを実施した場合に該当欄へチェックする。

表 1-1 C-2号様式「根拠とした図面等資料一覧表」記入要領

項目	記入要領	記入例
資料No.	・1行につき、1資料を記入する。 ・同一資料No.の資料が複数ある場合は、直後に行を追加し、枝番を割り付ける。 ・使用しなかった根拠とした図面等資料の項目は、資料No.ごと非表示とすることができる。 ・資料No.は変更してはならない。	・資料 No. 7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の記載例 「資料No.7 1 (○○ビル竣工図書 A - 1 周辺配置図)」 「資料No.7 2 (同上 B-1 1 階平面図」 以下、資料No.7 の後ろに番号を追加する。 ・資料No.10 国有財産台帳を使用しなかった場合 資料No.10 を行ごと非表示
根拠に用いた資料	・該当資料のみ記載する。使用しない項目は 非表示とすることができる。・()内には資料名等の情報を記入する。	・資料 No. 7 建築基準法に基づく配置図・平面図の場合の() 内の記載例 「○○ビル完成図書 (A-1) 周辺配置図」(図番は記入しなくてもよい。)
資料発行元	・公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受け付けた公的機関名(受付印に記載されている公的機関名、部署名)を記入・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行者・製作者名を記入・文書の一部(図面等)を使用する場合で、文書の発行者・製作者名が不明の場合は、図面等に記載されている製作事業者・部署名を記入	・文書の発行者・製作者名が確認できる場合の記載例 「完成図書製作責任者である元請(□□建設㈱等)」 ・文書の発行者・製作者名が不明の場合(図面のみが根拠資料とされている場合)の記載例 「図面製作事業者名(△△設計事務所等)」
資料発行年月日	 ・公的機関に許認可された文書を使用する場合は、受領日又は通知日を記入 ・上記に当てはまらない文書を使用する場合は、発行年月日を記入 ・文書の一部(図面等)を使用する場合で、文書の発行年月日が不明の場合は、図面等に記載されている製作年月日を記入 ・更新されている図面等を使用する場合、最終更新日を記入 ・日付まで確認できない場合はわかる範囲で月もしくは年まで記入(ただし、更新等があった事実を明記すること。) ・不明の場合は不明と記入 	・文書の発行が「2013 年 3 月」で、文書内の図面の製作年月日が「2012 年 12 月 10日」の場合の記載例「2013 年 3 月」・改修工事等による更新があり、更新図面の最終更新日が「2014 年 2 月」と記載されている場合の記載例「2014 年 2 月」・「2013 年 3 月」発行の完成図書の図面の範囲において、改修工事があるものの変更日不明の場合の記載例「2013 年 3 月以降更新有」

	・検証主任者が事業所から提供を受け、検証	・受領日不明の場合の記載例
次业元和	を実施した日付を記入	「受領日不明(現地検証日 2013 年 10 月
資料確認	・閲覧のみ許可された場合は、閲覧日を記入	3 日)」
年月日		・閲覧した場合の記載例
		「閲覧(2013年10月3日)」
備考	・検証機関が自由に記入して構わない。	・特に制限はない。
1)用 右	(使用した検証チェックリストの項目No.等)	

(2) 検証結果の判断

(1)で選択した根拠資料、確認手段等に基づき、検証主任者等は各「検証チェック項目」の検証結果を、「第2部排出量の検証方法と判断規準」及び次の表の基準に従って判断し、「検証結果」欄の適合/不備あり/不明/該当なしのいずれかにチェックする。あわせて、その判断の概要を「検証結果の判断理由」欄に記入する。

項目ごとの 検証結果の種類	検証結果の基準
適合	算定報告書に記載された情報が、「特定温室効果ガス排出量 算定ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されている。
不備あり	記載すべき情報であるにもかかわらず算定報告書に記載が ない、又は記載された情報が、「特定温室効果ガス排出量算定 ガイドライン」に従って報告(算定・表示)されていない。
不明	証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定報告書に 記載された情報が「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライ ン」に従って報告(算定・表示)されているかどうかの判断 ができない。
該当なし	検証先事業所の排出形態等が項目に該当しない。ただし、事 実が存在しないことの確認が必要な場合は、「該当なし」とし てはならない。

(3) 「不備あり」「不明」の場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」であった場合には、検証主任者等はその理由の詳細について「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記述する (検証先の事業者の対応により最終的に「適合」となった場合には提出する「検証結果 の詳細報告書」からは削除する。)。また、これらの検証結果に伴い、検証先事業所が 「適合」となるための対応策を講じる場合には、検証主任者等は「適合でない場合の事 業者の対応」欄にその概要を記入する。

(4) 再検証の実施

(3) の事業者による対応の結果については、(後日)確認し、新たな検証チェックリストへ記入する(新たな検証チェックリストへの記入は、再検証を行った「検証チェック項目」だけでよい。再検証を行わない「検証チェック項目」は、新たな検証チェックリストに記載しなくてよい。)。また、検証で使用した検証チェックリストはバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの検証チェックリストを検証結果報告書に添付する。

3 排出量検証実施報告書を用いた検証

結果が適切であるかの検証は、「排出量検証実施報告書」を用いて、次の手順で実施しなければならない。

(1) 算定報告書記載事項の転記

検証主任者等は、「排出量検証実施報告書」の「算定報告書の記載」欄に、算定報告書における「燃料等使用量」シートの記載内容を転記する。ただし、サンプリング検証を実施する燃料等の種類については、サンプリング検証に必要な部分だけでよい。

なお、算定報告書の使用量記載欄が空欄となっている場合には、検証先の事業者へ算定報告書が空欄となっている理由を確認すること。購買の実績がないことが理由の場合には、検証先の事業者に対し、算定報告書の使用量記載欄に「O」を記入するよう修正を求めること。

ただし、算定報告書の使用量記載欄が空欄となっている場合において、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したことが理由である場合には、算定報告書への修正を求めなくてよい。

(2) 燃料等使用量の把握方法の検証

ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」が 実態に則しているかについて検証し、「根拠資料」欄に検証に用いた資料、資料の発 行者、確認手段等を記入する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないこと の判断に用いた資料名を記載し、判断した理由を記載すること。

また、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には、「根拠資料」欄に燃料等使用量監視点が消失したと判断した理由を記入すること。

確認手段等及び判断とした理由の記入に当たっては、検証チェックリストの該当 するチェック項目における「検証結果」に記載してもよい。

検証の結果、正しい場合には「適合」、正しくない情報が含まれる場合には「不備あり」、根拠資料が不十分である場合には「不明」と判断する。なお、購買実績がない場合には、購買実績がないことについて検証し、判断すること。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「〇」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「/」を記入する。

イ サンプリング検証の場合

検証主任者等は、第2章3 で選択した算定データ記入ラインを対象として、燃料 等使用量の把握方法の検証を実施する。検証の実施方法は、全数検証の場合と同様で ある。

(3) 燃料等使用量に係る関連データとの突合

ア 全数検証の場合

検証主任者等は、(1)で転記した各々の燃料等使用量の数値について、購買伝票等に記載されている燃料等購買データ、実測データその他の関連するデータと突合し、燃料等使用量の数値と一致する場合には「適合」、一致しない場合には「不備あり」、関連データが不足・欠損している場合には「不明」と判断する。その上で、「判断結果」欄に、適合の場合には「〇」、「不備あり」の場合には「×」、「不明」の場合には「/」を記入する。

「乗率」欄の乗率について、その値がガイドラインの基準に照らし、一致する場合 等の判断及び判断結果の記入は、燃料等使用量の数値の方法と同じに実施する。

購買実績がなかったことにより、購買伝票等がないと判断した場合には、「検証」 欄へ「 $\stackrel{\mbox{\tiny fig}}{0}$ 」を記入すること。

なお、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した と判断した場合には、該当する月の「検証」欄には「一」を記入すること。

また、開栓前又は新設前に該当する月は、「検証」及び「判断結果」欄を空欄としてよい。

イ サンプリング検証の場合

検証主任者等は、第2章3 で選択した算定データ記入ライン及び検証対象月を対象として、燃料等使用量に係る関連データとの突合を実施する。突合の実施方法は、 全数検証の場合と同様である。

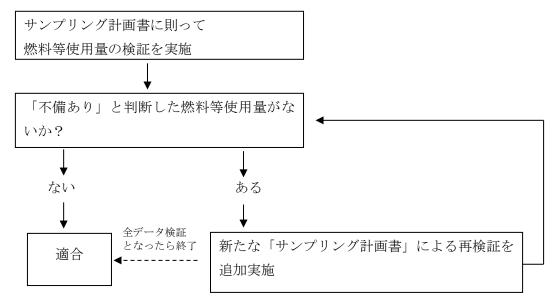
検証主任者等は、算定報告書の誤りを発見して「不備あり」と判断した燃料等使用量がない場合に限り、算定報告書に記載されている排出量が算定ガイドラインに基づき算定されていると判断する(適合と判断する。)。

一方、「不備あり」と判断した燃料等使用量がある場合には、当該燃料等の種類について、新たな「サンプリング計画書」による再検証を実施することとする(「不備あり」と判断した燃料等使用量が無くなるまでサンプリング検証が繰り返される。)。

再検証の場合の「サンプリング計画書」における「算定データ記入ライン」の選択に当たっては、第2章3に示す方法よりも、「不備あり」とされた燃料等使用量監視点を優先すること。また、「検証対象月」の選択に当たっては、突合実績のないサンプルを選択すること。

検証で使用した「サンプリング計画書」及び「排出量検証実施報告書」は、バージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「サンプリング計画書」及び「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

なお、検証主任者等は、「不備あり」との判断の程度に応じ、算定のやり直しを検 証先の事業者に求めることができる。



(4) 「不備あり」となった事項の修正

検証主任者等は、(2)及び(3)で発見した誤りについて、検証先の事業者に対し、 算定報告書を修正するよう求める。ただし、修正箇所は、検証で発見した箇所に限定す るものとし、他の箇所の修正は行わない。

(5) 再検証の実施

燃料等使用量監視点番号の変更、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」の修正結果については、(後日)確認し、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する。また、燃料等使用量の数値について、修正がない場合は、燃料等使用量に係る「算定」、「検証」及び「判断結果」を記入しなくてもよい。

燃料等使用量記載欄の修正結果については、(後日)確認し、新たな「排出量検証実施報告書」へ記入する(新たな「排出量検証実施報告書」へ、再検証を行った燃料等使用量に関し、「算定」及び「検証」を1年度分記入すること。ただし、「判断結果」は、再検証した箇所のみの記入でよい。)。また、「燃料等の種類」、「供給会社等」、「把握方法」、「計量器の種類」、「検定等の有無」、「都市ガスメータ種」及び「単位」に修正がない場合は、修正がない箇所に記入しなくてもよい。

検証で使用した「排出量検証実施報告書」はバージョン管理を行い、検証結果報告書を提出する際には、事業者による是正の履歴を確認するため、全てのバージョンの「排出量検証実施報告書」を検証結果報告書に添付する。

(6) 「不備あり」「不明」のまま残った場合の対応

検証の結果が「不備あり」又は「不明」のまま残った燃料等使用量については、検証 主任者等はその理由を「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」に記 述する。

4 検証機関による質問

検証を進めていくうえで、検証機関が本ガイドラインによる規準では判断ができない場合、東京都が別に定める「検証機関の質問様式」によって、検証機関から東京都にその判断を求める質問を行うことができる。その際、検証機関は質問事項に対する判断の案を添えなければならない。また東京都が判断するための情報を、可能な限り入手して添付しなければならない。

第4章 検証結果のとりまとめと報告

1 検証結果のとりまとめ

検証主任者等は、検証の結果が次の全てを満たさなければ、「検証結果報告書」の「検証結果」の「適合」欄に〇を記入してはならない。なお、検証結果を判定するにあたり、「検証チェックリスト」、「排出量検証実施報告書」(サンプリング検証を実施した場合は「サンプリング計画書」を含む。)の全てのバージョンを網羅的に確認すること。

- ・ 「検証チェックリスト」の「検証チェック項目」に記載されている検証結果が全て 「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量の把握方法について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検 証結果が全て「適合」であることが確認された。
- ・ 燃料等使用量に係る関連データとの突合について、「排出量検証実施報告書」に記載されている検証結果が全て「適合」であることが確認された。

一方、上記の要件を満たさないまま検証を終了した場合には、「東京都と要協議」欄に 〇を記入するとともに、「検証結果の詳細報告書」の「6 東京都と要協議の事由」にお いて、「不備あり」又は「不明」の該当する項目及び当該の検証結果と判断した理由を具 体的に記載しなければならない。

2 検証結果の品質管理手続及び検証結果報告書の確定

検証機関は、当該案件を担当した検証主任者等の実施した検証が本ガイドラインに従っており、適切な検証意見が形成されていることを客観的に評価しなければならない。

そのために、検証機関は、品質管理手続として当該案件を担当していない検証業務部門の検証主任者、又は管理・検証精度確保部門による検証結果の確認を実施しなければならない。

検証結果の確認は、検証結果の詳細報告書、検証チェックリスト等を参照して、検証業務規程又は検証計画書で定めた項目に基づき、次の二つの観点から実施しなければならない。また、確認した各項目についての結果を記録し、検証結果報告書の関連資料として保管しなければならない。

- ・ 検証機関が定めた手続に沿って検証が行われ、その全ての手続が完了していること を評価する (プロセスレビュー)。
- ・ 検証意見が適切なものであること(「検証結果報告書」、「検証チェックリスト」、「排 出量検証実施報告書」の記述方法が本ガイドラインに従っていることを含む。)(テ クニカルレビュー)。

検証機関は、上記の品質管理手続の終了後、検証業務部門又は管理・検証精度確保部門 の責任者による承認を経て、検証機関の責任をもって検証意見を確定させなければなら ない。

3 検証結果報告書の提出

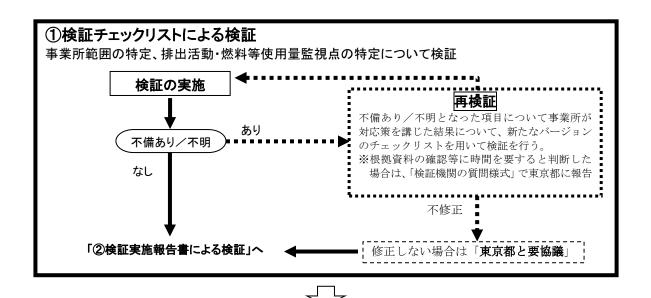
検証機関は、検証結果の報告として、次の書類を検証先の事業者に提出する。また、提 出の日までに必要事項を帳簿に記載し、各報告書の写しを帳簿に記載の日から 7 年間保 管しなければならない。

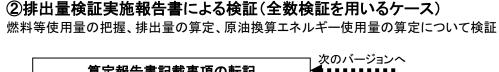
- ① 検証結果報告書
- ② 検証結果の詳細報告書(A号様式)
- ③ サンプリング計画書(B号様式)(検証終了時の全てのバージョン)
- ④ 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト (C-1 号様式) (検証終了時の全てのバージョン)
- ⑤ 「根拠とした図面等資料一覧表」(C-2 号様式)
- ⑥ 排出量検証実施報告書(D号様式)(検証終了時の全てのバージョン)

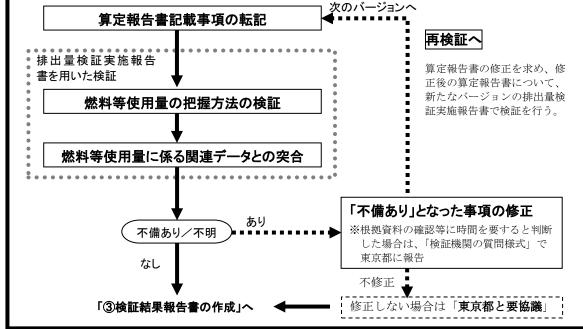
また、検証機関は検証業務の実績を電子データに記録し、当該年度の12月末までに一括して東京都へ提出する。対象は、検証結果報告及び詳細報告とする。

なお、検証結果報告書の提出後、東京都が検証先の事業者及び検証機関に対して、算定報告書及び検証結果報告書の内容に関する聴取を行う場合がある。また、東京都との協議の結果、排出量を確定させるための代替措置を東京都が別途指示する場合があるので、その旨留意すること。登録検証機関は、聴取に対応できるように検証意見を確定させた際の資料(検証計画に対する実績を記載した資料、各レビューを実施するための根拠書類、検証チェックリスト以外の根拠書類など)も上記の各書類と併せて保存すること。

次に検証全体のフロー図を示す。









③検証結果報告書の作成

適合

チェックリスト、排出量検証実施報告書に よる検証を行い、全て適合になれば「適合」 として終了する。

東京都と要協議

「不備あり」「不明」を残す場合は、「東京都と要協議」とし、その内容、事由等を詳述する。

図 1-3 検証全体のフロー図

<参考>~サンプリング検証を用いる場合の排出量検証実施報告書による検証~ ②排出量検証実施報告書による検証(サンプリング検証を用いるケース) 燃料等使用量の把握、排出量の算定、原油換算エネルギー使用量の算定について検証 サンプリング検証を選択する要件を満たしているか? 要件を満たさない 要件を満たす燃料等の種類 燃料等の種類 次のバージョンへ サンプリング計画書の作成 次のバージョンへ 算定報告書記載事項の転記 排出量検証実施報告書を 用いた検証 燃料等使用量の把握方法の検証 燃料等使用量に係る関連データとの突合 誤りに関する再検証へ 新たなサンプルに対する再検証へ 算定報告書の修正を求め、修正後の算定 サンプリング検証を用いた燃料等の種類で 「不備あり」がある場合は、新たなサンプリ 報告書について、新たなバージョンの排 ング計画書による再検証を行う。 出量検証実施報告書で検証を行う。 (同じサンプルに対する再検証へ) 「不備あり」となった事項 の修正 あり(サンプリング検証部分) あり 不備あり/不明 ※根拠資料の確認等に時間を要 すると判断した場合は、「検 なし 証機関の質問様式」で東京都 不修正 修正しない場合は 「③検証結果報告書の作成」へ 「東京都と要協議」___

第2部 排出量の検証方法と判断規準

検証機関は、検証先事業所における排出量の検証業務を第1部に示した手順に従って進めなければならない。その際、検証機関は、検証先事業所が特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに従って算定しているかについて、同ガイドライン及び本ガイドライン第2部に従って判断しなければならない。

第1章 事業所範囲のとらえ方

1 算定の考え方

(1) 事業所の定義

事業所とは「建物又は施設(以下「建物等」という。)」を指す。

また、条例では「エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等(当該みなされた建物等を含む。)の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす」とされている。つまり、「一棟の建物等全体」、「エネルギー管理の連動性のある建物等」及び「近隣の建物等」については同一の事業所とみなす。なお、住宅用途の建物(複合用途建物においては住宅用途の部分)は事業所の範囲から除外し、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所はそれぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する。

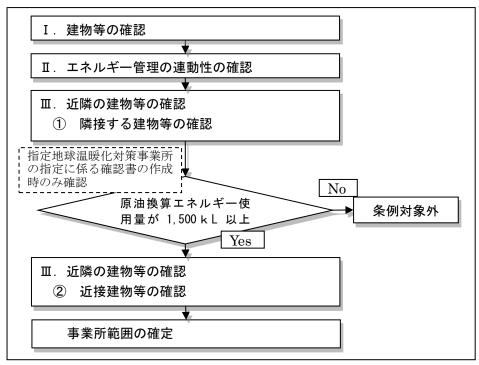


図 2-1 事業所範囲確定のフロー

(2) 建物等の定義

本制度の対象となる「建物」又は「施設」は、それぞれ次のものを示す。

- ▶ 建物:建築基準法(昭和25年法律第201号)上の建築物
- ▶ 施設:エネルギーを消費して、所定の目的・機能を果たす一連の工作物(群)
- 一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の1棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。
 - ・ 区分所有建物以外の建物 主たる(主である)建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
 - 区分所有建物区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

施設とは、例えば次に挙げるようなものを示す。原則として、建物又は施設の所有者 を本条例において算定を実施する事業者とする。

施設の例

上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場、 工場敷地内の工作物(群)

(3) 一つの建物等における事業所の範囲

ア 区分所有者とテナント

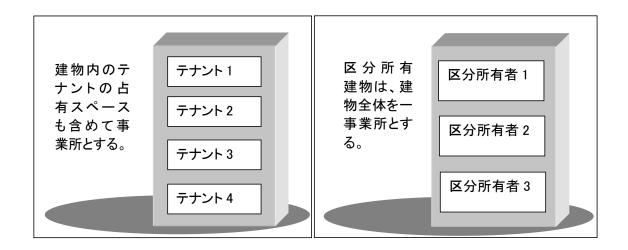
本制度では原則として、一つの建物等全体を一つの事業所ととらえる。したがって一つの建物等を複数の事業者が所有している場合についても、同様に建物等全体を一事業所とする。例えば、図 2-2に示すように、テナントが入居するビル、区分所有者が複数存在するビル等についても、一つの建物等全体を同一事業所とする。

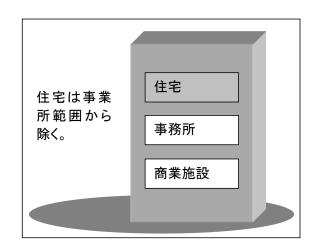
したがって、建物等内のテナント、区分所有者が使用する部分を条例対象事業所から除外することはできない。

イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の除外

一方、一つの建物等のうち、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため当該事業所の範囲から除外する(除外対象となるのは、熱供給事業に用いられている施設並びに電気事業用の発電所及び変電所のみであり、建物の自己熱源(ボイラー等)や自家発電施設は除外されない。)。

また、住宅用途で利用されている部分は事業所の範囲から除外する。





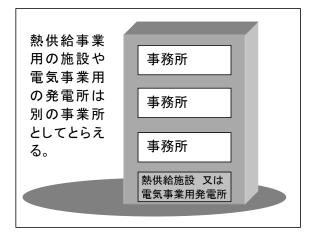


図 2-2 一つ建物等における事業所の範囲

(4) エネルギー管理の連動性のある建物等の扱い

「エネルギー管理の連動性」がある複数の建物等は、一つの事業所とする。

「エネルギー管理の連動性」とは、電気、熱、燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

具体的には、ある建物等内の受電点(高圧受電施設など)で電気を受け、さらに他の建物等に電力を供給している場合、地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物に付属する燃料タンクから、配管等で接続して、他の建物等への燃料供給を行っている場合などが該当する。

ただし、規則第3条の7第1項第1号ただし書の知事が別に定める場合として、エネルギーを供給している他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合は、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる。この判断ができるのは、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の翌年度に提出する地球温暖化対策計画書の提出時に限られる。また、これらの判断の対象年度の途中で他の建物等へのエネルギー供給を開始している場合には、その翌年度の年間の供給量も原油換算で15kL未満であることを確認する必要がある。15kL未満であることの確認は、原則として購買伝票等又は特定計量器等による計量により把握したエネルギー供給量に基づき実施する。

なお、供給された都市ガスをボイラーやコージェネレーションシステムで燃焼させて発生した電気や蒸気を事業所外へ供給するなど、一度供給されたエネルギーを変換して送る場合は、エネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

エネルギー管理の連動性がある建物等とは 「電力、熱又は燃料のいずれかの供給点を 共有している状態」をいう。

例)「ある建物等内の受電点から他の建物等に電力を供給している場合、地下の地域熱供給の受入施設から複数の建物等に蒸気等を搬送している場合、ある建物等に付属する燃料タンクから配管等で接続して他の建物等への燃料供給を行っている場合」など

他者から購入した燃料を他の工場に配分している場合 A会社第一工場 燃料 A会社第二工場 関連会社第二工場

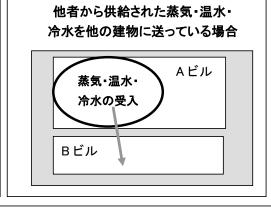


図 2-3 エネルギー管理の連動性のある建物等の取扱い

(5) 近隣の建物等の扱い

建物等において、共通の所有者が存在する「隣接(定義はアに後述)」する建物等が存在する場合、これらの複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。ただし、ア(イ)の条件を満たす場合に限定される。

また、上記の隣接する建物等を併せた場合又は単独の建物等で、一年間当たりの原油 換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上のときは、さらに「道路・水路を挟んで近接(定 義はイに後述)」している建物等を把握する必要がある。

「道路・水路を挟んで近接」する建物等の把握についても「隣接」の判断と同様に、 建物等において、共通の所有者が存在する「道路・水路を挟んで近接」する建物等が存 在する場合、これらの複数の建物等を一つの事業所とみなす。ただし、イ(イ)の条件を 満たす場合に限定される。

ア 隣接する建物等

(7) 「隣接」の条件

「隣接」とは、次の2つのいずれかの条件を満たすものとする。

- 同一敷地内に存在すること。
- 隣接する敷地内に存在すること。

その際、上記の「敷地」は、次に指定する届出で提出された配置図に基づいて確認することが望ましい。なお、工場立地法(昭和34年法律第24号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)又は水道法(昭和32年法律第177号)における届出がある場合は、建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告において提出された配置図の敷地の範囲よりも優先させる。

- 建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地 の範囲(定期報告は建物の一部を示している場合があるので注意が必要であ る。)
- 工場立地法における工場の立地·変更に当たっての届出において提出された敷 地の範囲
- 水道法における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲
- 下水道法で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図 面における敷地の範囲
- 廃棄物処理法における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これら 近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで、「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を 専有する使用者を指す。賃貸借契約を行っていないなど、他人が使用してい ることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用していると きは、所有者を使用者とする(一時的にテナントが退去して空室となった場 合などは、使用者は存在しないものとする。)。

なお、所有者については固定資産の名寄帳(ある法人・人物が持っている 市町村区内の不動産の一覧表)、建物の主たる使用者については所有者自身 作成のテナントリスト等を、検証に利用する資料として、検証先の事業者に 求めることが望ましい。賃貸借契約等を行っていない場合は、所有者を建物 の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。

b 建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者(以下「施設の使用者」という。)が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。ここで、「施設の使用者」とは、自ら使用する場合の施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者等が想定される。なお、次の例に挙げるような者は「施設の使用者」に該当しない。

- ① 上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者
- ② 公の施設の指定管理者

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと東京都が認める場合は、一つの事業所としない。

d 施設と施設が隣接する場合(建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合を含む。)

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

イ 道路・水路を挟んで近接している建物等

(7) 「道路・水路を挟んで近接」の条件

「道路・水路を挟んで近接」とは、それぞれの建物等の敷地が図 2-4に示す関係にある状態をいう。図 2-5の状態は「道路・水路を挟んで近接」に当たらない。ただし、水路を挟む場合、大きな河川を挟んでいるなど、事業所間の行き来が容易ではなく、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと東京都が認める場合は、「道路・水路を挟んで近接」としては取り扱わない。

なお、敷地の範囲は、アの隣接と同様、ア(ア)に示した「指定する届出で提出 された配置図」に基づいて確認することが望ましい。

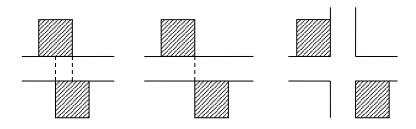


図 2-4 道路・水路を挟んで近接に該当する例

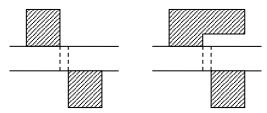


図 2-5 道路・水路を挟んで近接に該当しない例

(イ) 「共通する所有者が存在」の条件

ア(イ)に示した条件と同様である。

近隣の建物等とは

次の2つのいずれかの条件を満たすものとする。

①共通の所有者が存在する隣接する建物等

①同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が

- ②共通の所有者が存在する道路・水路を挟んで近接する建物等
- ※①を併せて原油換算エネルギー使用量が 1,500 k L 未満の場合は条例対象事業所とならない。
- ※①②ともに「建物」同士の場合は主たる使用者が同一の場合に限る。
- ※①②ともに建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合は、一つの事業所としない。

 存在する建物等(住宅は除く。)は同一事業所(建物 同土の場合は主たる使用者が同一の場合のみ)

 敷地A
 敷地B

 産業施設
 住宅棟

 オフィス棟 A
 オフィス棟 B

 図 2-6 近隣の建物等の取扱い

<参考> ~敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要①~

• 建築基準法における建築物の建築等に関する確認申請、計画通知又は定期報告 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第一条において、敷地の定義 は、「一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団 の土地をいう」とされている。

具体的な敷地の範囲は、個々の建築物に関して提出された確認申請(建築 基準法第6条)、計画通知(建築基準法第18条)又は定期報告(建築基準法 第12条)に添付される「配置図」に記されている。

建築基準法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別はこの「配置図」に基づいて行う。ただし、定期報告は、建物の一部を示している場合があるので注意が必要である。

なお、届出の提出要件は次のとおりである。

・確認申請及び計画通知の対象:次の条件により、新築及び増築時等に申請 主な特殊建築物

用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの 木造の建築物

3以上の階数を有し、又は延べ面積が 500 ㎡、高さが 13m若しくは 軒の高さが 9 mを超えるもの

木造以外の建築物

2以上の階数を有する建物又は延べ面積が 200 m²を超えるもの

- ・定期報告の対象(都内):不特定多数の人が利用する特殊建築物等(国等が所有又は管理する建築物を除く。)について、敷地、一般構造、構造強度及び防火・避難関係を用途・規模によって毎年又は3年毎に報告
- 工場立地法における届出

工場立地法第6条第1項に規定されている届出に「工業団地の面積並びに 工業団地共通施設の面積及び配置」、「生産施設、緑地、緑地以外の環境施 設、その他の主要施設の配置図」等に事業所の範囲を記す図面の添付が義務 付けられている。

工場立地法における届出に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記 二つのいずれかの図面に基づいて行う。

なお、工場立地法の届出の提出要件は次のとおりである。

- 事業所新設時(敷地面積9,000 m²又は建物建設面積3,000 m²以上の事業所のみ)
- ・ 建屋の新設、建屋の売却等の変更時(変更後に敷地面積 9,000 ㎡又は 建物建設面積 3,000 ㎡以上の事業所となる場合のみ)

<参考> ~敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要②~

• 水道法における水道事業経営の許可

水道法第7条に基づく、水道事業経営の認可の申請をするためには、申請書に、事業計画書、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

水道法における水道事業経営の許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲 の識別は上記の提出物に基づいて行う。

• 下水道法における事業計画

下水道法第5条に基づく、第4条第1項の事業計画においては、「一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに予定処理区域」、「二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置」及び「三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力」を提出しなければならない。

下水道法における事業計画に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別は上記の提出物に基づいて行う。

<参考> ~敷地の範囲の把握に使用する届出等の概要③~

• 廃棄物処理法における許可申請

(一般廃棄物処理業)

他人から委託を受けて一般廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第7条に基づき、区市町村長の許可を受けなければならず、次に掲げる事項等を記載した申請書を提出しなければならない。

- ▶ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ▶ 事業場の設置の場所
- ▶ 取り扱う一般廃棄物の種類

(産業廃棄物処理業)

他人から委託を受けて産業廃棄物処理業を行う場合には、廃棄物処理法第 14条に基づき、都道府県知事の許可を受けなければならず、次に掲げる事項 等を記載した申請書を提出しなければならない。

- ▶ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ▶ 事業場の設置の場所
- ▶ 事業の範囲、事業の用に供する全ての施設

廃棄物処理法における許可申請に基づく事業所の場合、敷地の範囲の識別 は上記の提出物に基づいて行う。

2 検証の具体的な方法

次に示す手順で検証先事業所の範囲を確認する。

(1) 建物等の確認

検証先事業所の所有者が対象となる建物及び施設を1 (2) に記した定義により正 しく把握しているか確認する。その際、建物等の範囲が不明確である場合には、これを 明らかにするために、例えば次の資料により確認する。

- ・ 建築基準法の確認申請
- ・ 建築基準法の計画通知
- ・ 建築基準法の確認済証
- 建築基準法の検査済証
- 国有財産台帳
- 工場立地法の事業所新設時届出書類
- ・ 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類
- 水道事業経営の認可の申請
- · 下水道事業計画許可申請
- ・ 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請
- 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請

(2) エネルギー管理の連動性の確認

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共 有している状態をいう。具体的には次の手順で検証を行う。

- ① 電気、ガス、地域熱供給の蒸気等が外部へ供給されているか否かを建物等の配電図、 都市ガス事業者が作成した配管図、空気調和設備系統図等の根拠資料によって確か めること。また、現地を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた 確認、現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ② 危険物施設、燃料貯蔵所等について、配管等の接続による建物等の外への燃料供給があるかを確認する。その方法としては、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づく危険物施設の届出(東京都火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)の少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の届出を含む)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく燃料貯蔵所の届出等の根拠資料によって確かめること。また、現地を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へのヒアリング等によって確かめる。
- ③ 上記を検証した結果、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずにそのまま建物 等の外へ供給している場合、その供給先の建物等について①及び②について同様の

作業を行う。

④ 把握された建物等について、一つの事業所とする。ただし、エネルギーを供給している他の建物へのエネルギー供給量が原油換算で年間 15kL 未満の場合、エネルギー管理の連動性がないものとすることができる(1 (4) 参照)。

(3) 近隣の建物等の確認

ア 隣接する建物等の確認

隣接する建物等の検証に当たっては、次の手順のとおりに公的資料等に基づくことが望ましい。

- ① (2)までで一つの事業所としたものについて、建築基準法、工場立地法、水 道法、下水道法又は廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧す る(届出等は最新のものを参照する。)。
- ② 配置図に記された敷地の範囲を確認する。ただし、これらの届出の配置図と実態が異なる場合には、実態を優先し、敷地の範囲とする。
- ③ 同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が隣接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)が隣接するときは、共通の所有者が存在する場合であっても、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合、一つの事業所としない。

また、次に掲げる場合は、一つの事業所としない。

- ・隣接する建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)に共通の所有者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
- ・隣接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、 当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一 体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと東 京都が認める場合

その際、所有者については固定資産の名寄帳(ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表)又は不動産登記簿、建物の主たる使用者については賃貸借契約(<u>複写</u>でも可)を入手し、又は閲覧することにより確認することが望ましい(届出等は最新のものを参照する。)。

④ このほか、現地を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いて確認、検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等により、隣接する建物等の範囲を確認する。

- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を 指す。賃貸借契約を行っていない場合は、所有者を建物の主たる使用者とみ なすため、書類は必要ない。
- ※ 次に、隣接する建物等の例を記す。
- 建築基準法における確認申請又は定期報告の図面で、敷地が隣接している大学キャンパス内の建物

イ 原油換算エネルギー使用量の確認

この項目は、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書を作成する際の排出 量の算定時のみ確認する。

エネルギー管理の連動性のある建物等及び共通する所有者が存在する隣接する建物等について、後述の「排出活動・燃料等使用量監視点の把握」、「燃料等使用量の 把握」及び「原油換算エネルギー使用量の算定」についての検証を行い、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上であるかを確認する。

この結果、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の場合、道路・水路を挟んで 近接している建物等のうち、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者 が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用者 が同一の建物等についても確認する必要がある。一方、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上でない場合は、条例対象とならない。

ウ 道路・水路を挟んで近接している建物等の確認

道路・水路を挟んで近接している建物等の検証に当たっては、次の手順のとおりに 公的資料等に基づくことが望ましい。

- ① アまでで一つの事業所とした敷地と道路・水路を挟んで近接する敷地を確認する。
- ② アと同様に、共通する所有者が存在する施設並びに共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一の建物及び建物の主たる使用者と施設の使用者が同一の建物等を正確に把握しているか確認する。固定資産の名寄帳(ある法人・人物が持っている市町村区内の不動産の一覧表)や不動産登記簿、テナントリスト等を入手し、又は閲覧することにより所有者及び主たる使用者を確認することが望ましい。
- ③ 道路・水路を挟んで近接する敷地内の建物等で、共通の所有者が存在する建物等を一つの事業所とする。ただし、建物と建物が近接するときは、建物の主たる使用者が同一の場合に限る。また、次に掲げる場合は、一つの事業所と

しない。

- ・近接する建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)に共通の所有 者が存在するが、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合
- ・近接する建物と平面駐車場又は平面駐輪場に共通の所有者が存在するが、 当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物と平面駐車場等が一 体として機能しておらず、一つの事業所として取り扱うのが適当でないと 東京都が認める場合
- ④ このほか、現地を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いて 確認、検証先の事業者へのヒアリング、その他の資料等により、隣接する建物 等の範囲を確認する。
- ※ いずれの敷地においても、建築基準法、工場立地法、水道法、下水道法又は 廃棄物処理法の届出等とともに提出された配置図を閲覧する(届出等は最新 のものを参照する。)。ただし、これらの届出と実態が異なる場合には、実 態を優先し、敷地の範囲とする。
- ※ 建物の主たる使用者とは共用部以外の床面積の半分以上を専有する使用者を 指す。賃貸借契約を行っていないなど他人が使用していることが認められな い場合は、所有者を建物の主たる使用者とみなすため、書類は必要ない。
- ※ ウまでで一つの事業所とした範囲に近接する建物等も同様に確認する。
- ※ 次に、近接する建物等の例を記す。
- 道路を挟んで近接しており、所有者と主たるテナント(共用部以外の床面積の半分以上を使用するテナント)が同じオフィスビルやテナントビル

(4) 事業所に関するその他の情報の確認

ア 住宅用途建物、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の確認

1(1)にあるように、住宅用途建物は事業所に該当せず、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえるため事業所の範囲から除外する。そのため、住宅用途の範囲を確認する必要がある。また地下等に設置された熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所に用いられている施設についても図面等で確認する。

なお、確認の際には、必要に応じて事業所に建築基準法に基づく届出とともに提出 された配置図・平面図(住宅用途建物・住宅用途のフロアを示すもの)等、公的資料 を求めることが望ましい。

イ 延床面積の確認

建築基準法の届出等、一定の根拠資料を用いて事業所の延床面積について確認する。

(5) 算定報告様式への記載事項の確認

次の項目について、算定報告様式の記載内容を確認する。

ア 事業所境界の図示

事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないと判断できる図が明示されているかを確認する。その上で、地図と実態とが合っているかを確認する。また、必要に応じて固定資産の名寄帳又は登記簿謄本を利用してもよい。

なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載し、当該別紙 を添付して提出される。

イ 事業所範囲と燃料等使用量監視点の図示

確認した事業所範囲が、算定報告様式の「事業所区域及び燃料等使用量監視点」の 部分に正しく図示されているかを確認する。その上で、「事業所の範囲」、「事業所 内の建物」及び「(第3章で把握する)燃料等使用量監視点」が明示されているかを 確認すること。なお、算定報告様式の記載スペースが不足する場合には、別紙に記載 し、当該別紙を添付して提出される。

ウ 事業所の延床面積

建築基準法の届出等の一定の根拠資料に基づいて延床面積を確認する。

(建物の解体に伴い減少している面積がある場合には、建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。) 第10条第1項又は第2項に基づく届出書を根拠資料として用いることができる。)

3 熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所の扱い

1 (1) にあるように、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所は、それぞれ別の事業所としてとらえる。

(1) 熱供給事業用の施設

熱供給事業用の施設の事業所範囲については次のとおりとする。

▶ 当該施設が熱供給施設であることを確認する。その方法としては、熱供給事業

法に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

- ▶ なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、 循環ポンプ整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に 属するものをいう(熱供給事業法 第2条第4項)。
- ▶ 他のプラントと導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

(2) 電気事業用の発電所及び変電所

電気事業用の発電所及び変電所の事業所範囲については次のとおりとする。

▶ 当該施設が電気事業用の発電所又は変電所であることを確認する。その方法 として、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく事業に係る届出等を 用いることが望ましい。

4 事業所範囲の変更(第2計画期間以降に適用)

(1) 事業所範囲の変更とは

指定地球温暖化対策事業所に指定された後に、エネルギー管理の連動性又は所有の 状況などの変更により複数の建物等を一つの事業所とみなす条件を満たさなくなった 場合又は新たに満たした場合は、事業所範囲の変更を申請することができる。

ア 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少(以下「事業所分割」という。)した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

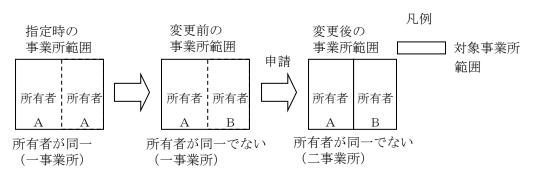


図 2-7 事業所分割時における事業所範囲の例

イ 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加(増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。以下「事業所統合」という。)した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

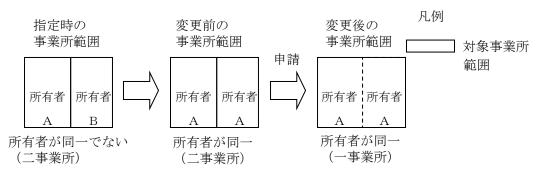


図 2-8 事業所統合時における事業所範囲の例

(2) 具体的な方法

事業所範囲の変更を申請する場合は、「1 算定の考え方」、「2 検証の具体的な方法」により建物等、エネルギー管理の連動性及び近隣の建物等を把握し、新たに変更後の事業所範囲を確定する。

(3) 事業所範囲の変更に伴う対象事業所

事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。ただし、変更後の事業所範囲において、申請の前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,000 kL 未満又は申請の前年度末日における床面積が 5,000 ㎡未満である事業所を除く。

また、新たな指定を受ける事業所範囲に、変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合は、併せて特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

上記以外の新たな指定を受けた指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上の年度が変更前の対象事業所における年度を含めて 3 年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

(4) 事業所範囲の変更の申請手続

事業所範囲の変更の申請手続は、エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更が生じた年度の翌年度以降、任意の年度に申請できる。申請する場合は、新たな指定又は指定の取消しを受けようとする年度の4月1日から9月末日までに事業所区域変更申請書を提出する必要がある。

5 検証のポイント

検証に当たっては、事業所範囲の特定に利用した書類を確認する必要がある。

なお、検証の際の確認資料は、公的書類を基本とするが、検証先の事業者が公的書類を 準備できなかった場合には、施工業者作成の図面などの他者が作成した資料又は事業者 自身が作成した資料により確認してもよい。ただし、その場合は、現地を目視、情報通信 技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いた確認、現場担当者等へヒアリング等を行う。 また、公的書類は、原本であることが望ましいが、不鮮明である等、書類の信頼性に問題 がある場合を除き、複写での対応も可能とする。

表 2-1に、検証の際の確認資料の例を示す。

<参考> ~事業所範囲の変更に伴う対象事業所~

2017年度に事業所範囲の変更を申請し、決定された場合の対象事業所の扱いについて下記に例示する。

• 事業所分割(例)

		20 <u>20</u> 年度	20 <u>21</u> 年度	20 <u>22</u> 年度	20 <u>23</u> 年度	20 <u>24</u> 年度
				▽申請		
① A事業所(特定) → a	事業所(特定	定)、 b 事業原	沂 (特定)		
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行	確認後、指定	どの取消
亦百丝	a 事業所		新規指定⇒		特定	特定
変更後	b 事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所(指定) → a	事業所(指定	定)、 b 事業原	沂 (指定)		
変更前	A事業所	指定 ^{※(1年度)} ⇒指定の取消				
	a 事業所		 新規指定⇒	指定 ^{※(2 年度)}	条件付	特定
変更後					特定※(3年度)	
	b 事業所		新規指定⇒	指定	指定	指定

[※]エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kL 以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化 対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

• 事業所統合 (例)

		20 <u>20</u> 年度	20 <u>21</u> 年度	20 <u>22</u> 年度	20 <u>23</u> 年度	20 <u>24</u> 年度
				▽申請		
 A事業所(特定)、B事ӭ	業所(指定)	→ a 事業店	所(特定)		
変更前	A事業所	特定	特定	⇒義務履行確認後、指定の取消		
发	B事業所	指定 指定 ⇒指定の取消		消		
変更後	a 事業所	新規指定⇒		特定	特定	特定
② A事業所(指定)、B事	業所(指定)	→ a 事業店	所(条件付特	定)	
変更前	A事業所		指定 ^{*(1年度)} →指定の取消			
多 史制	B事業所	指定※(1年度) 指定※(2年度)		⇒指定の取	消	
亦再仫	a 事業所		新規指定⇒	条件付	特定	特定
変更後				特定※(3年度)		

[※]エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500 kL 以上を例示。括弧内の数字は、特定地球温暖化 対策事業所の指定に係る要件確認における年度の数え方。

表 2-1 検証の際の確認資料の例

	2	長 2-1 検証の際の確認資料の例	
項目	検証事項	確認する	書類
		基本的に準備すべき書類	代替的な資料
		(公的書類)	
建物又は施設の把握	建物又は施設が適切に把握されているか。	 建築基準法の確認申請 建築基準法の計画通知 建築基準法の確認済証 建築基準法の検査済証 工場立地法の事業所新設時届出書類 工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類 水道事業経営の認可の申請 	 他の事業者が作成した図面(しゅん工図など) 自作の固定資産リスト(固定資産台帳など) 建築基準法の定期報告(建物の一部を示している場合があるので注意が必要)
		 下水道事業計画許可申請 廃棄物処理法の一般廃棄物処理業の許可申請 廃棄物処理法の産業廃棄物処理業の許可申請 建設リサイクル法の第 10 条届出 	
エネルギー管理の連動性の把握	受電施設の他建物等との共有 都市ガスメータの他建物等との共有 地域熱供給受入施設の他建物等との共有 燃料貯蔵所の他建物等との共有 燃料等との共有	 (燃料等使用量監視点が判明する) 配電図 ガス配管図 空気調和設備系統図 消防法等に基づく危険物施設のが 高圧ガス保安法に基づく燃料貯蓄 	届 出

項目	検証事項	確認する書類				
			基本的に準備すべき書類		代替的な資料	
			(公的書類)			
近	敷地を適切に識	•	建築基準法、工場立地法、下水	•	他の事業者が作成した図	
近隣建物	別しているか。		道法、廃棄物処理法又は水道法		面(しゅん工図など)	
物の			における届出(最新の届出)と	•	パンフレットの配置図	
把握			ともに提出された配置図	•	住宅地図	
₩.	近隣の建物等の	•	固定資産の名寄帳	•	自作の物件リスト	
	所有者の把握は	•	事業所内建物等の不動産登記			
	網羅的になされ		簿			
	ているか。					
電 住	住宅用途の建物	•	建築基準法に基づく配置図・平	•	他の事業者が作成した図	
所 宅 及・	等を適切に把握		面図(住宅用途の建物又は住宅		面(しゅん工図など)	
電所及び変電所住宅・熱供給施	しているか。		用途の部分を示すもの)	•	自作の図面	
電施施	熱供給事業用の	•	熱供給事業用の施設又は電気	•	他の事業者が作成した図	
の設	施設並びに電気		事業用の発電所若しくは変電		面	
把握電	事業用の発電所		所の位置を示す図面	•	自作の図面	
気 事	及び変電所を適					
気事 業用	切に把握してい					
発	るか。					

第2章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

1 算定の考え方

(1) 排出活動

排出活動とは、事業所内で行われる温室効果ガスの排出を伴った活動をいう。また排出活動うち、特定温室効果ガス排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼などによる温室効果ガスの排出(直接排出)と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な温室効果ガスの排出(間接排出)である。また、事業所内における排出活動のうち、少量排出活動(後述の「燃料等使用量監視点の特定」で記述する要件に該当しない排出活動)及び工事による燃料等の使用については、排出量の算定対象に含める必要はない。

また、事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給(陸電を含む。)、事業所外へのエネルギー供給(住宅用途、他事業所等への供給)などは、原則として算定対象から除外する。

(2) 算定対象となる排出活動

ア 直接排出 (燃料の使用)

ボイラー、工業炉等の設備における化石燃料の燃焼等によって、直接的に温室効果 ガスを排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料に ついて表 2-2に示す。

なお、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、本制度の特定温室効果ガスの排出に含まない(ただし、その他ガスとしての報告対象にはなる。)。

表 2-2 化石燃料の種類

原油						
原油のうちコンデンセー	原油のうちコンデンセート (NGL)					
揮発油 (ガソリン)						
ナフサ						
灯油						
軽油						
A重油						
B・C 重油						
石油アスファルト						
石油コークス	_					
石油ガス	液化石油ガス(LPG)					
	石油系炭化水素ガス					
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)					
	その他可燃性天然ガス					
石炭	原料炭					
	一般炭					
	無煙炭					
石炭コークス						
コールタール						
コークス炉ガス						
高炉ガス						
転炉ガス						
都市ガス(6A)						
都市ガス(13A)						
ジェット燃料油						
その他の燃料						

イ 間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用)

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に温室効果ガス を排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には温室効果ガスは排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で温室効果ガスが排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

表	2-3	算定対象活動の種類	(間接排出)
-1			

活動	内容		
他人から供給された電気又は熱	A	電気の使用	
の使用	>	産業用蒸気の使用	
	>	産業用以外の蒸気の使用	
	>	温水・冷水の使用	

ウ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からの温室効果ガスの排出については、算定対象とする。敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体に起因する排出は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、図 2-9 に敷地の範囲内の給油所で給油する自動車の場合の算定範囲の判断方法を示す。

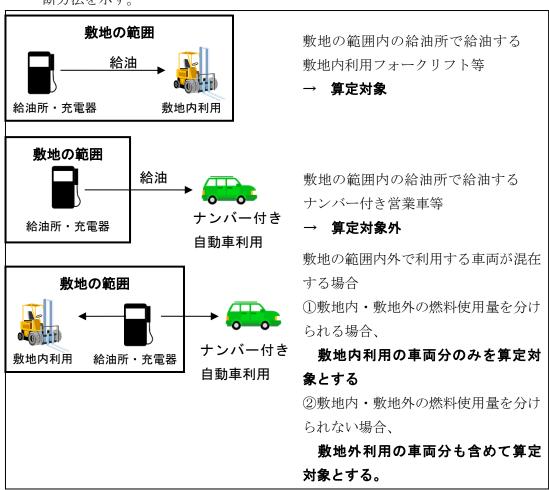


図 2-9 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲

(3) 算定対象から除く排出活動

ア 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握する(詳細は第3章2 (2) イ 実測による把握の確認に記載)ことが不可能である場合には、算定対象に含める。

また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

(7) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量と して知事が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設など鉄道輸送に必要のない排出活動に 係る燃料等の使用量が算定対象となる。

(イ) 住宅用途への供給

住宅用途(共用部も含む。)の部分への供給分は算定対象外とする。

なお、複合用途の建物については、住宅用途の範囲を建築基準法に基づく配置 図、平面図(住宅用途の建物又は住宅用途のフロアを示すもの)等により把握す ることで、特定温室効果ガス排出量から除外する範囲を特定する。

なお、把握の際には建築基準法等の公的資料を用いることが望ましい。

(ウ) 他事業所への熱又は電気の供給

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量は、特定温室効果ガス排出量から除外する(ただし、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している場合の外部への供給は算定対象外とすることはできない。)。

なお、第1章1(4)に示したとおり、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

(I) 事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体からの温室効果ガスの排出は算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレート取り付けの有無による。

イ 算定対象から除くことができる排出活動

(7) 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ、算定対象活動となる活動のうち、「燃料等使用量監視点の特定」(詳細は、(4)燃料等使用量監視点の特定に記載)に示す「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、排出量に含める必要はない。

(イ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による温室効果ガスの排出については、排出量から 除外することができる。ただし、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計 量器により当該燃料等使用量を特定可能な場合に限る。

(4) 燃料等使用量監視点の特定

特定温室効果ガスの排出量を算定するためには、これまでに述べた排出活動に関する「燃料等使用量」を把握する必要がある。

電気の受電点(高圧受電施設など)、都市ガスメータ、燃料タンクなど、燃料等使用量を測定する箇所を「燃料等使用量監視点」と呼び、燃料等使用量監視点については、網羅的に把握する必要がある。

したがって、検証の際においても、事業所範囲内における燃料等使用量監視点を網羅的に特定する必要がある。また、その際には可能な限り公的資料を用いることが望ましい。

なお、本制度における、特定温室効果ガス排出量は、「事業所内へ供給される燃料等起因の排出量」から「算定対象から除く排出活動起因の排出量」を差し引いて、事業所の排出量を算定する。このため、把握すべき燃料等使用量監視点は大きく「事業所内へ供給される燃料等使用量監視点(燃料タンク、受電点等)」と「算定対象から除く排出活動量監視点(他事業所への供給点等)」の2種類である。

また、事業所へ供給される燃料等については、購買伝票等により把握することを基本とするため、購買伝票等と個々の燃料等使用量監視点との関連について併せて確認する必要がある。

2 検証の具体的な方法

(1) 排出活動の確認

ア 算定対象活動の確認

1(1)に示した排出活動の考え方に従って、事業所範囲内のエネルギー使用の状況(排出活動)を確認する。なお、確認の際には、どのような燃料等を使用しているのかを確認し、燃料の種類の漏れがないよう留意すること。

イ 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動の確認

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

逆に、駅において、算定対象となるのは、駅に併設された商業施設等における鉄道輸送に必要のない排出活動のための燃料等の使用であるので、実際の手順としては、商業施設等の施設の把握がされているかを確認する。

ウ 算定対象から除くその他の排出活動の確認

住宅用途への供給、他事業所への電気や熱の供給及び事業所外で利用される移動 体への供給は、原則として算定対象から除き、少量排出及び工事のための燃料等の使 用については、算定対象から除くことができる。

なお、算定対象から除くことができるのは、購買伝票等又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を特定可能な場合(詳細は第3章2(2) イ実測による把握の確認に記載)に限られる。また、算定対象外活動は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間を通して一貫している必要がある。

検証では、少量排出以外の算定対象から除くべき排出活動が網羅されているか、算 定対象から除いた排出活動がこれらの要件を満たしているかを、資料等の確認や、事 業所へのヒアリング等により確認する。

(2) 事業所内に供給される燃料等使用量監視点の確認

(1)で確認した、事業所内で使用している燃料等について、事業所内のどこで供給を受けているのか(電気の受電点(高圧受電施設など)、都市ガスメータ、外部から供給を受ける燃料タンク等)を確認する。事業所内で貯蔵して用いる燃料等はその貯蔵する対象を監視点とし、貯蔵しない燃料等についてはその使用量を特定できるメータを監視点とする。

検証では、表 2-4 に記した要件を満たす燃料等使用量監視点を可能な限り同表に示す書類を用いて確認しなければならない。また、原則として、燃料等使用量監視点が

網羅的に特定されていることを検証先事業所で現物を目視、又は情報通信技術 (ICT) を活用し写真や動画等を用いて確認しなければならない。

表 2-4 事業所内に供給される主な燃料等使用量監視点と確認する資料

種類	į	把握すべ	き燃料等使用量監視点の要件	確認する資料
直接排出	燃料	気体・ 液体・ 固体燃料	 消防法(昭和23年法律第186号)の危険物貯蔵所又は取扱所**1 	• 消防法の危険物貯蔵所又は 取扱所の届出
		(都市ガ ス 及 び LPG 以外 のもの)	 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)対象の少量危険物貯蔵取扱所^{*1} 同指定可燃物貯蔵取扱所^{*1} 	火災予防条例の少量危険物 貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵 取扱所の届出
			高圧ガス保安法(昭和26年法 律第204号)の第一種貯蔵所同第二種貯蔵所	● 高圧ガス保安法の「貯蔵計画 書」の届出
		都市ガス	● 一般ガス事業者から供給される都市ガスメータ	しゅん工図書の衛生図面一般ガス事業者提供のガス工作物図面
		LPG	• 液化石油ガス販売事業者から 供給される LPG 供給メータ	• 液化石油ガス販売事業者提供の LPG 供給設備図
			● 液石法*2における液化石油 ガス設備工事届対象の LPG 貯 槽	● 液化石油ガス設備工事届
			• 高圧ガス保安法の規制対象の 容器の置き場	事業者又は第三者作成の配置図購買伝票等
間接 排出	電気	他人から供給される電気	• 他人から供給される電気の受 電施設	 他人から供給される電気の受電施設を示した配電図(電気事業法の保安規程・工事計画届出の主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図が望ましい。)
	熱	他人から供給される熱	• 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設	• 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設を示した空気調和設備系統図(省エネ法 ^{*3} の特定建築物届出に添付されるものが望ましい)

^{※1} 液体燃料の一つの系統に複数の貯蔵所、取扱所、貯蔵取扱所が存在する場合には、外部から供給を 受けるもののみを燃料等使用量監視点とする。

^{※2} 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。)

^{※3} エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)

~燃料等使用量監視点の要件に関する解説①~

• 消防法における危険物貯蔵所・取扱所

引火性液体燃料、可燃性固体類を含む危険物を恒久的にある一定以上の数量(指定数量)に対して貯蔵・取扱を行う場合にその設備に対して危険物施設と適用され、危険物貯蔵所・取扱所に関する市町村長等への届出が必要となる。

本ガイドラインにおける排出活動に当たる化石燃料は、主に危険物第4類に含まれるため、危険物第4類の指定数量と物品名を参考として記す。

名	性質	指定数量	物品例
特殊引火物		50L	ジエチルエーテル、二硫化炭素、アセト
			アルデヒド、酸化プロピレン
第1石油類	非水溶性液	200L	ガソリン、ギ酸エチル、シクロヘキサ
	体		ン、酢酸エチル、ベンゼン
	水溶性液体	400L	アセトン、アセトニトリル、(t) ブチル
			アルコール、ピリジン、ジエチルアミン
アルコール	_	400L	メチルアルコール、エチルアルコール、
類			イソプロピルアルコール
第2石油類	非水溶性液	1,000L	軽油、灯油、キシレン、酢酸アミル、ス
	体		チレン、無水酢酸
	水溶性液体	2,000L	アクリル酸、アリルアルコール、酢酸
第3石油類	非水溶性液	2,000L	クレオソート油、重油、アニリン、ニト
	体		ロベンゼン
	水溶性液体	4,000L	エチレングリコール、グリセリン、メタ
			クリル酸、酪酸
第4石油類	_	6, 000L	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油
動植物油類	_	10,000L	ヤシ油、オリーブ油

表 2-5 消防法危険物第4類

• 東京都の火災予防条例における少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所

消防法における危険物が指定数量未満を貯蔵する場合についても、表 2-5 に記した指定数量の 1/5 以上の危険物を貯蔵する場合については、当該貯蔵所について、火災予防条例に基づき、 貯蔵所の消防庁への届出が必要となる。これらは、少量危険物貯蔵取扱所と呼ばれる。

また、指定可燃物(わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの)を貯蔵する場合についても、火災予防条例により、消防庁への届出が必要となる。これらは、指定可燃物貯蔵取扱所と呼ばれる。

~燃料等使用量監視点の要件に関する解説②~

• 高圧ガス保安法における第一種貯蔵所、第二種貯蔵所

高圧ガス保安法により、容積が3,000 m³ (重量30t)以上の高圧ガスを貯蔵する場合は、その貯蔵所に関して都道府県知事の許可と貯蔵計画書の提出を受ける必要がある (第一種貯蔵所).

また、容積が 300 \rm{m}° (重量 $\rm{3}$ t) 以上の高圧ガスを貯蔵する場合にも、同様に許可と貯蔵計画書の提出が必要となる(第二種貯蔵所)。

• 液石法における液化石油ガス設備工事届対象の LPG 貯槽

液石法により、貯蔵能力が 500kg 以上の LPG 貯槽 (貯蔵設備であって地盤面に対して移動 することができないもの) については、設置工事又は変更工事をする場合に届出が必要である。

• 高圧ガス保安法における容器の置き場

高圧ガス保安法における容器とは「高圧ガスを充てんするための容器であって地盤面に対して移動することができるもの」であり、刻印又は塗色が指定されている。この容器を置いている場所を「容器の置き場」とする(高圧ガス保安法の「容器置き場・貯槽」を含む。)。また、貯槽とは「貯蔵設備であって地盤面に対して移動することができないもの」を指す。

なお「容器置き場・貯槽」は300 ㎡ (重量3t) 以上の規模であれば、高圧ガス保安法の届出の対象となるが、届出の対象とならない規模のものであっても、同法の規制対象である貯蔵容量が0.15 ㎡ (重量1.5kg) 以上の規模の「容器の置き場」については、事業者自身が事業所内の化石燃料を貯蔵する容器の置き場を把握するものとする。

~燃料等使用量監視点の要件に関する解説③~

• 飲食を提供するイベント等で使用する LPG 容器の燃料等使用量監視点

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式のLPG 容器を複数使用する場合、以下の条件を満たした場合に限り、燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

LPG 容器を使用した店舗数×イベント等の延べ開催時間 < 600

また、LPG 容器を使用した店舗数が明確でない場合は、イベント等での店舗数で判断する。

~燃料等使用量監視点の要件に関する解説④~

• 液化石油ガス販売事業者から供給される LPG 供給メータ (LPG 供給設備)

液石法では、液化石油ガス販売事業者に対して「LPG 保安業務(容器交換時供給設備点検(月1回以上))」として、LPG 供給設備(貯蔵設備、気化装置、調整器及びガスメータ並びにこれらに準ずる設備)の検査を義務付けている。

このため、液化石油ガス販売事業者は、同法に位置付けられている LPG 供給メータの場所、供給量等に関する情報を把握している。

• 他人から供給される電気の受電施設

他人から供給される電気の受電施設については、事業所内の配電図により確認する。

なお、電気事業法により、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用の ために設置する電気工作物のうち、一定規模以上の事業用電気工作物について は保安規程の作成・届出が必要であり、保安規程(工事計画)の届出書類には 「主要設備の配置の状況及び受電点の位置を明示した平面図及び断面図」が添 付されている。

• 他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設

他人から供給される蒸気、温水又は冷水の受入施設については、事業所内の 空気調和設備系統図により確認する。

(3) 算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点の確認

算定対象から除く排出活動がある場合、該当する排出活動別の燃料等使用量監視点を確認する。算定対象から除く排出活動の燃料等使用量監視点としては、次のものが挙げられる。

- 事業所外で使用される移動体へのエネルギー供給ポイント (移動体に積載される冷凍・冷蔵機能付きのコンテナ等が一時的に事業所内 に保管されている場合のコンテナへのエネルギー供給を含む。)
- 工事用途へのエネルギー供給ポイント
- 住宅用途・熱供給事業用の施設への供給ポイント
- 自家発電設備など外部への供給設備に関する燃料等使用量監視点
 - ▶ 外部への供給量に関する監視点

(4) 算定報告様式への記載事項の確認

ア 燃料等使用量監視点リスト

確認した燃料等使用量監視点全てについて、算定報告様式の「(4)燃料等使用量監視点」に、番号、排出活動、燃料等の種類及び燃料等使用量監視点の位置が漏れなく リストアップされているかを確認する。

イ 燃料等使用量監視点の位置

確認した燃料等使用量監視点の位置が、算定報告様式の「(2)事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示」に正しく図示されているかを確認する。なお、テナントが個別に供給を受ける都市ガスなど多数の燃料等使用量監視点がある場合については、省略の表示又は配置図を記載した別紙が添付される場合がある。

3 検証のポイント

検証では、燃料等使用量監視点が網羅されていることを確認しなければならない。その際、可能な限り表 2-4に例示してあるような公的書類等の確認資料を用いるほか、必要に応じて事業所内の目視又は情報通信技術 (ICT) を活用し写真や動画等を用いて確認する。

第3章 燃料等使用量の把握

1 算定の考え方

(1) 算定のための組織体制

特定温室効果ガス排出量を適切に算定するためには、事業所範囲の特定、排出活動 (燃料等使用量監視点)の特定及び購買伝票等、計量器による実測の記録等による燃料 等使用量の把握を特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインに示した方法に従って実 施しなければならない。

特に、後述する月別の購買伝票等による把握、計量器による実測の記録等を漏れなく 正確に実施するためには、日常的なデータ採取、集計、報告等のルールは明確化されて いる必要がある。このため、算定責任者及び算定担当者を設置し、算定報告様式に組織 体制図を記して報告するものとする。

(2) 燃料等使用量の把握方法

第2章で把握した、排出活動(燃料等使用量監視点)ごとの燃料等使用量を把握する。 その際、事業所による燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購 買量を基本としている。ただし、購買伝票等により把握不可能(燃料等の入手手段が取 引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合)であり、かつ、取引 又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把 握も許容することとしている。

なお、購買伝票等に基づき燃料等使用量を把握する場合、燃料等の購買量と実際の燃料等使用量 (エネルギー使用量) の差 (以下「在庫変動」という。) が生じるが、在庫変動を踏まえて算定することは認められない。

また、燃料の廃棄分については、取引又は証明に使用可能な計量器で計測した場合に限り、排出量から除くことが認められる。

(3) 燃料等使用量の単位換算方法

特定温室効果ガス排出量の算定においては、算定式(算定報告様式)に適切な値を入力するために、購買伝票等や実測により把握するデータについて、燃料等使用量の単位換算を行う必要がある場合がある。

具体的には、蒸気を還流水の量で把握している場合には熱量に換算することが必要 となる。

なお、都市ガスについては、「中圧供給/低圧供給」を確認し、標準状態への換算を 行う必要がある。また、LPG については基準産気率を用いた重量への換算を行う必要が ある。 ただし、これらの換算は、東京都が配布するエクセルの算定報告様式(以下「算定報告様式(エクセル)」という。)においては自動計算されるため、エクセルの所定のセルに購買伝票等に記載された燃料等使用量(エネルギー使用量)を入力すればよい。

2 検証の具体的な方法

(1) 算定のための組織体制の確認

日常的にデータ採取、集計、報告等を実施するためのルール及び組織体制が構築され、 算定責任者や算定担当者などが特定されているかについて、検証先の事業者へのヒア リングや関連組織の運用を示す記録などにより確認する。

(2) 燃料等使用量の把握状況の確認

ア 購買伝票等による把握

(ア) 把握方法

領収書、請求書、納品書等の購買伝票等で確認する。その際、必要に応じて月報などの内部資料との整合を見るなどして、購買伝票等に不足がないか確認する。また、購買実績がなく、購買伝票等が存在しない場合には、燃料等の使用量は「 $\stackrel{\text{\tiny tr}}{0}$ 」として取り扱われていることを確認する。

なお、閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失 したと判断した場合には、「検証」欄には「一」を記入すること。

その上で、燃料等使用量監視点と燃料等購買データ、算定報告書に記載されて いる各月の燃料等使用量との対応を確認する。

(イ) 年間燃料等使用量の取扱い

年間燃料等使用量は各年度の4月~3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。

購買伝票等がどの月の値であるかの判断は、次の考え方により行い、毎回の算 定時で同じ考え方になるようにする。従って検証の際には、年度の変わり目にお いて報告に漏れや重複がないかについて確認する。

表 2-6 燃料等使用量の取扱い

分類	燃料等の例	該当月の判断
連続のもの (配管等で連続的に 供給されるもの)	電気、都市ガス、熱	購買伝票等に記載されている使 用 (請求対象) 期間の日を含む 月
不連続のもの (タンクローリー等 で一定単位毎に納 入されるもの)	重油、軽油、灯油等の 燃料	納入された日を含む月又は請求 のあった日を含む月

- ※ 購買の実績がなく、購買伝票等が存在しない場合は、燃料等使用量を「 $\stackrel{"}{0}$ 」と記入する。
- ※ 閉栓又は撤去等により、燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失したため、購買伝票等が存在しない場合は、燃料等使用量を「一」と記入する。

~ 購買伝票等とは ~

本制度における「購買伝票等」とは、次のような「2者間の取引*又は第三者等への証明*に用いられる書面等及び電磁的記録」を示す。

- ※ ここでいう「取引」及び「証明」とは、計量法第2条第2項で定義されているものと する。
- 電気事業者から発行されるお知らせ伝票、領収書、請求書その他電気事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売電気事業者等が運営する会員限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- ガス事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書、請求書、検針票その他ガス 事業者から提供される使用量の証明・報告書類、小売ガス事業者等が運営する会員 限定サービスで提供される検針情報、領収情報及び使用量実績
- 熱供給事業者から発行される使用量のお知らせ、領収書及び請求書
- 燃料購入時の領収書、請求書及び納品書
- 相対取引 (個々の事業所一対一の取引) における領収書、請求書及び納品書

~ 参考 購買伝票等の保管義務~

購買伝票等については、次に示すとおり、帳簿として一定期間の間保管することが 法令により義務付けられている。

帳簿の保存期間は法令の規定などの定めによるものがあり、法定保存期間と債権債務の時効によるものとがある(企業の資本金等の金額によって保存期間が異なる。)。

- 商法(明治32年法律第48号)の保存期間(商法第19条(商人の商業帳簿に関する規定))
 - ▶ 商業帳簿、営業に関する重要書類

10 年間

- 法人税法(昭和40年法律第34号)の保存期間(法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第59条(帳簿書類の整理保存))
 - ▶ 帳簿等(仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳など)

7年間

決算関係書類(損益計算書、貸借対照表、棚卸表など)

7 年間

▶ 証憑書類(請求書、領収書など)

7年間

▶ その他の書類

5年間

~ 「購買伝票等」として認められるための基準等 ~

「購買伝票等」として認められる基準は、次のとおりである。

- 一定の間保管することが、法令により義務付けられた書類であること。
- 供給事業者が当該書類に記載された使用量の値について責任をもって証明する内容であること。
- 供給事業者で定める様式により作成されたもの(文書作成ソフトにより作成されたものを除く。)であること。この場合、供給事業者の社印等の押印は要しない。
- 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の東京都が認める方法によることも可能とする。

【購買伝票等として認められる証明書類の例】



電気の使用量証明書類 (例)



都市ガスの使用量証明書類 (例)

なお、購買伝票等には、発行に際して費用が発生しないもの (無償) のほか、 発行に際して費用が発生するもの (有償) がある。次に例を示す。

供給事業者	無償	有償
東京電力エナジー パートナー株式会 社	・電気ご使用量のお知らせ ・ビジネス TEPCO	・使用量証明(カスタマーセンター照会)・電気使用量に関する証明書
東京ガス株式会社	・ガスご使用量のお知らせ ・myTOKYOGAS ビジネス	・ガス使用量に関する証明書

※詳細は、巻末の資料「購買伝票等として認められる伝票類の事例」参照

イ 実測による把握の確認

購買伝票等により把握不可能であり、かつ、取引又は証明に使用可能な計量器で燃料等使用量を計測した場合に限り、実測に基づく把握も許容することとする。

なお、計量法(平成4年法律第51号)では、特定計量器を取引又は証明における 法定計量単位による計量に使用する場合には、当該計量器が検定又は定期検査に合格したもの(検定の有効期間が定められている特定計量器にあっては、その有効期間 内であるもの)を用いることを義務付けている。このため、実測の際に特定計量器を 使用する際は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものを使用しなければならない。

検証では、検証先事業所が排出量の実測を行っている場合、上記の要件を満たしているかを確認する。

ウ 新設時の購入分及び廃棄分の取扱い

次に掲げる量については排出量から除外できることとしている。ただし、廃棄分の除外は、除外量を購買伝票等の第三者との契約に基づく資料又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により把握できる場合に限る。

- ・非常用発電機のタンクの新設時の燃料購入量
- ・燃料の種類と当該燃料の廃棄量が確認できる廃棄分

検証では、検証先事業所がこれらに該当する量を排出量から除外している場合、こ うした要件を満たしているかを確認する。

~本ガイドラインにおける特定計量(特定計量制度)の取扱い~

本ガイドラインにおいては、計量法(平成4年法律第51号)で定められている特定計量器に、電気事業法(昭和39年法律第170号)で規定されている特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を加えて「特定計量器等」という。

(参考:「特定計量制度に係るガイドライン」(経済産業省))

~表 2-7 特定計量器一覧~

- ー タクシーメータ
- 二 質量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
 - (1)目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。)が十ミリグラム以上であって、目量標識の数が百以上のもの((2)又は(3)に掲げるものを除く。)
 - (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、標記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。) が十ミリグラム以上のもの
 - (3) 自重計(貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう。)
 - ロ 自動はかり
 - ハ 表す質量が十ミリグラム以上の分銅
 - ニ 定量おもり及び定量増おもり
- 三 温度計のうち、次に掲げるもの(略)
- 四 皮革面積計
- 五 体積計のうち、次に掲げるもの
 - イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
 - (1)水道メータのうち、口径が三百五十ミリメートル以下のもの
 - (2)温水メータのうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
 - (3)燃料油メータ(揮発油、灯油、軽油又は重油(以下「燃料油」)という。)の体積の計量に使用する積算体積計をいう。)のうち、口径が五十ミリメートル以下のもの(五十リットル以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。)
 - (4)液化石油ガスメータのうち、口径が四十ミリメートル以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
 - (5) ガスメータのうち、口径が二百五十ミリメートル以下のもの(実測湿式ガスメータを除く。)
 - (6)排ガス積算体積計
 - (7)排水積算体積計
 - ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
- 六 流速計のうち、次に掲げるもの(略)
- 七 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの(略)
- 八 アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの(略)
- 九 流量計のうち、次に掲げるもの(略)
- 十 積算熱量計のうち、口径が四十ミリメートル以下のもの
- 十一 最大需要電力計
- 十二 電力量計
- 十三 無効電力量計
- 十四 照度計
- 十五 騒音計
- 十六 振動レベル計
- 十七 濃度計のうち、次に掲げるもの(略)
- 十八 浮ひょう型比重計のうち、次に掲げるもの(略)
 - 注) 網掛けは燃料等使用量の計測に関連が深いと考えられる計量器

工 特例措置

(7) 実測による場合の特例措置

a 特定計量器等の取扱い

第2計画期間以降(2015年度以降)の燃料等使用量の把握は、特定計量器等での実測に限り認めるものとする。

保守的な算定の適用範囲 (p. 64 参照) の排出活動に係る燃料等使用量について、やむを得ず、特定計量器等でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとする (p. 64 参照)。ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない(表2-8 参照)。なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動に係る燃料等使用量について、特定計量器等でない計量器で実測することは認められない。

なお、計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器(例えば、口径 40 ミリメートルより大きな積算熱量計)の場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

表 2-8 第3計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となった場合の例

2020	2021	2022	2023	2024			
_	指定	指定	指定	特定			
削減義務開始	年度の前年度	(2023年度末)	までは、特定	削減義務期間(2024			
計量器等でな	計量器等でない計量器での実測が可能(保守的な算定の						
適用範囲に限	計量器等での実測又						
※ 特定計量	は保守的な算定						
定の必要	はない。						

~燃料等使用量を実測により把握する場合の例~

燃料等使用量の実測による把握・算定の方法は、次の表のとおり、①対象とする排出活動が保守的な算定の適用範囲(p. 64 参照)か、②当該事業所が削減義務開始前の事業所かによって異なる。

	保守的な算定の適用範囲	保守的な算定の適用範囲外	
削減義務開始前の	・特定計量器等でない計量器		
事業所	での実測も可	 特定計量器等での実測のみ可	
ず 未//	・保守的な算定は不要	(特定計量器等でない計量器で	
特定地球温暖化対	特定計量器等でない計量器	の実測は不可)	
	での実測も可	の天側は小り	
策事業所	・保守的な算定が必要		

【事例】

	事例	把握方法	備考
1	削減義務開始前の事業所におい	・特定計量器等でない計量器で	
	て、住宅用途への供給分(第2部	の実測も可	
	第2章1 (3) ア) を実測によ	・保守的な算定は不要	
	り把握し算定から除外する場合		保守的な算
2	特定地球温暖化対策事業所におい	・特定計量器等でない計量器で	定の適用範
	て、事業所外で利用される移動体	の実測も可	囲
	への供給分(第2部第2章1 (3)	・保守的な算定が必要	
	ア)を実測により把握し算定から		
	除外する場合		
3	削減義務開始前の事業所におい	・特定計量器等での実測に限り	
	て、「再生可能エネルギーにより発	可(特定計量器等でない計量	保守的な算
	電した電気の自家消費分」(第2部	器での実測は不可)	定の適用範
	第5章1(2))を実測により把	※ 特定地球温暖化対策事業所におい	囲外
	握し削減量を算定する場合	ても同様	

b 保守的な算定方法

保守的な算定とは、本来特定計量器等で実測すべき燃料等使用量を、特定計量器等でない計量器で実測する場合に、実測した燃料等使用量に 1.05 又は 0.95 を乗じて算定した値を、当該燃料等使用量とする方法である。事業所の排出量として算定すべき排出量(他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など)の場合は、実測した燃料等使用量に 1.05 を乗じて算定する。事業所の排出量から除外すべき排出量(住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など)の場合は、実測した燃料等使用量に 0.95 を乗じて算定する。なお、途中計算での端数処理は行わず、当該事業所の合計の排出量の小数第一位を切捨て処理するものとする(第4章2(1)参照)。

<算定例1>

事業所で使用している電気使用量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 120,000kWh である場合、

120,000×1.05=126,000kWh を当該事業所の燃料等使用量とする。

<算定例2>

事業所で一括受電した電気の一部を住宅用途の建物へ供給しているときの住宅 用途への電力供給量を特定計量器でない計量器で実測する場合

実測値が 6,800kWh である場合、

6,800×0.95=6,460kWh を当該事業所の燃料等使用量から除外する。

c 保守的な算定の適用範囲

特定計量器等でない計量器で実測している場合に、保守的な算定を適用するものは、燃料の使用並びに他人から供給された電気及び熱の使用の「算定対象となる排出活動(第2章1(2))」及び住宅用途への供給など「算定対象から除く排出活動(第2章1(3)ア)」である。

一方で、工事のための燃料等の使用など「算定対象から除くことができる排出活動(第2章1(3)イ)」、「再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気(第5章1(2)ア)」及び「特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気(第5章1(2)イ)」)は、特定計量器等での実測に限る。

保守的な算定の適用範囲の例を表 2-9に示す。

表 2-9 保守的な算定の適用範囲の例

適用有無	対象の例	備考
適用有り	■「算定対象となる排出活動(第2章1(2))」	特定計量器等でない計量器
(特定計量	・直接排出(燃料の使用)	で実測している場合は、実
器等でない	・間接排出(他人から供給された電気及び熱の使用)	測値に 1.05 又は 0.95 を乗
計量器で実	■「算定対象から除く排出活動(第2章1(3)ア)」	じる。
測している	・駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動	
場合、保守	・住宅用途への供給	
的な算定を	・他事業所への熱又は電気の供給	
適用するも	・事業所外で利用される移動体への供給	
の)		
適用無し	■「算定対象から除くことができる排出活動(第2章1	特定計量器等でない計量器
(特定計量	(3) /)]	で実測している場合は、保
器等での実	・工事のための燃料等の使用	守的な算定を適用できず、
測に限るも	■「再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室	算定対象から除外したり、
の)	効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気(第5	削減量として算定したりす
	章1(2)ア)」	ることはできない。
	■「特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ	
	電気(第5章1(2)イ)」	

~計量法と計量法施行令に基づく計量器の検査~

取引若しくは証明における計量又は消費者の生活に使用される計量器のうち、適 正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があ るものとして「特定計量器」が計量法により定められている。

「特定計量器」は国などの指定を受けた検定機関による検査が必要であり、所持するためには製造又は修理された特定計量器の構造や精度が法令で定める基準に適合しているという「検定証印」が必要である。

特定計量器のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事が行う定期検査を受けなければならない。なお、定期検査は1年以上において特定計量器ごとに政令で定める以下の期間に1回、区域ごとに行う。

表 2-10 特定計量器の有効期間

特定計量器(抜粋)	有効期間
水道メータ	8年
温水メータ	8年
燃料油メータ	7年 (一部5年)
液化石油ガスメータ	4年
ガスメータ	10年 (一部7年)
積算熱量計	8年
最大需要電力計	7年 (一部5年)
普通電力量計(定格電圧 300 v 以下)	10年 (一部5年)
普通電力量計 (上記以外のもの)	5年
無効電力量計	7年 (一部5年)

(3) 燃料等使用量の単位換算

ア 都市ガス

都市ガスは気体燃料であるため、同じ体積量でも圧力及び温度の条件によって絶対量が変化する。このため、測定の際の圧力及び温度を把握し、一定の条件にそろえるため標準状態へ換算する必要がある。

都内のガス事業者により測定されているガス使用量(購買伝票等に記された使用体積量)は、メータにより圧力補正がされている場合(中間圧以上の供給)とされていない場合(低圧の供給)との大きく2種類に分けられる。この、圧力補正の有無については、ガス事業者の供給約款又は次の表に従ったメータの型番による識別により把握され、適切に換算されているか確認する。

N = 1 - History of THE 18		
メータの 圧力補正	供給圧力	メータの型番の例
圧力補正なし	低圧用	頭文字が「N」(又は「R」「D」)
圧力補正あり	中間圧以上用	頭文字が「R」又は「D」

表 2-11 都市ガスメータ型番の例

算定報告様式 (エクセル) においては、「購買伝票等に記された使用体積」(実測) を入力し、「圧力補正の有無」をプルダウン上で選択することで、自動的に標準状態 へ換算される。

参考までに、次に標準状態換算の算定式を記載する。

低圧用	使用量(標準状態)[Nm³] = $\frac{101.325[\text{kPa}] + 2[\text{kPa}]}{101.325[\text{kPa}]} \times \frac{273.15[K]}{273.15[K] + 15[^{\circ}\text{C}]} \times 使用量(実測)[m³]$
中間	
圧	使用量(標準状態) $[Nm^3] = \frac{101.325[kPa] + 0.981[kPa]}{101.325[kPa]} \times \frac{273.15[K]}{273.15[K] + 15[^{\circ}C]} \times 使用量(実測)[m^3]$
以	$101.325[\text{kPa}]$ $273.15[K]+15[^{\circ}C]$
上	
用	

[※] 本制度では、ガス使用状態の温度を 15℃、低圧の供給圧力を 2kPa、中間圧以上の供給圧力(圧力補正後)を 0.981kPa とみなす。

^{※1} メータの型番の頭文字が「R」又は「D」のものは、一般的に中間圧以上用に用いられるが、低圧用にも使うことがあるので、購買伝票等により、よく確認すること。

^{※2} 圧力補正あり (中間圧以上用) のメータの型番は、中間に「M」(例:RMA等) が入ることが多く、目安にできる。ただし、全てではないため、必ず購買伝票等で確認すること

イ LPG

LPG の使用量を気体の体積で実測している場合には、産気率で除することで重量単位の使用量に適切に換算されているか確認する。

算定報告様式(エクセル)においては、購買伝票等に記された単位(重量単位又は 体積単位)をプルダウン上で選択し、購買伝票等に記された使用量を入力することで、 自動的に適切な値に換算される。

参考までに次に、産気率について記載する。

<LPG の基準産気率(東京都) > 4.82 「m³/10kg]

~基準産気率とは~

基準産気率とはLPG10kgを完全気化させガスメータを通過させた時の通過量を[m³]で表すものである。なお、基準産気率はLPGボンベの周囲の気温で変化する事から、全国を4つの区分に分けそれぞれの地域ごとに数値を決めている。

また、この基準産気率は高圧ガス保安協会が全国で販売されている JIS 規格1種1号(民生用 LPG)の代表的な性状のものをサンプルし、実際に気化実験を行って求め、最終的に閣議決定されたものである。この値は公的なものであり軒先在庫の租税公課の計算値にも使用されている。

ウ石炭

石炭の燃料等使用量については、使用した量が算定報告書様式に正確に入力されているか確認する。

この際、湿重量で重量を把握している場合においても、含水率を考慮して乾重量に換算する必要はない。

エ 他人から供給された熱

蒸気使用量が還流水重量[t]で購買伝票等に記載されている場合には、熱供給事業者に問い合わせて熱量(GJ単位)換算した使用量が算定報告様式に入力されているか確認する。

なお、参考として還流水重量[t]を熱量に換算する算定式を次に示す。

使用熱量[GJ] = $(h_{\bar{x}_{\bar{x}}}[GJ/kg] - h_{\bar{z}_{\bar{m},k}}[GJ/kg]) \times 還流水量[kg]$ $h_{\bar{x}_{\bar{y}}} = h'[GJ/kg] + X \times (h''[GJ/kg] - h'[GJ/kg])$

h': 飽和水の比エンタルピー(蒸気の「温度」及び「圧力」を把握し、飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る)

h":飽和蒸気の比エンタルピー(同様に飽和蒸気の比エンタルピーを蒸気表から読み取る)

X:蒸気の乾き度

 ${\bf h}_{{\mathbb R} \tilde{{\mathbb R}} {\mathbb R}}$ については、還流水の温度を把握し、 ${\bf 1}$ atm の飽和水の比エンタルピーを蒸気表から読み取る。

オ 都市ガス・LPG 以外の気体燃料

都市ガス・LPG以外の気体燃料(天然ガス、コークス炉ガス、高炉ガス又は転炉ガス)の使用量を体積で把握している場合には、次の式のように、標準状態換算した値を算定報告様式に入力する。検証の際には、標準状態換算されているかを関連する記録等により確認する。

使用量(標準状態)[Nm³] = $\frac{$ 気体燃料圧力[kPa]}{101.325[kPa]} \times \frac{273.15[K]}{273.15[K] + 気体燃料温度[℃]} \times 使用量(実測)[m³]

3 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者に表 2-12 検証の際の確認資料の例に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。なお、購買伝票等については、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、<u>複写</u>でもよい。

表 2-12 検証の際の確認資料の例

項目	検証事項	確認する書類
算	データ採取、集計、報告等は明確に	• 算定責任者、担当者の名刺
算定体制の	ルール化されているか。	● 社内組織図
	担当者等はルールを遵守している	
整備	カ′。	
7113	データは算定体制どおりに集計報	
	告されているか。	
燃	把握した燃料等使用量監視点に対	● 購買伝票等
料等	応する購買伝票等(実測の場合は	• 実測結果(管理月報等)
燃料等使用量の	データ)が取得されているか。	
量の	把握方法は、購買伝票等を優先し	
把握	て選択しているか。	_
7/至	購買伝票等による場合、購買伝票	• 購買伝票等
	等に漏れはないか。	• 月報等の社内資料との整合確認
	実測に基づく場合、取引又は証明	• 計量器検査成績表
	に使用可能な計量器が使用されて	● 検定証印
	いるか。	
	都市ガスの供給は網羅的に把握さ	● 供給約款、購買伝票等
	れているか。	
	都市ガスの圧力補正の有無は適切	• メータの目視、情報通信技術(ICT)を活
	に把握されているか。	用し写真や動画等を用いた確認
		● 供給約款
	LPG の単位は適切に選択されてい	● 購買伝票等
	るか。	
	その他燃料の単位換算は適切に行	• (各種算定資料)
	われているか。	

第4章 温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定

1 算定の考え方

(1) 基本算定式

特定温室効果ガス排出量は、次の式を用いて算出する。

<直接排出(燃料の燃焼)>

温室効果ガス排出量=燃料等使用量×単位発熱量×排出係数×44/12**

<間接排出(電気及び熱)>

温室効果ガス排出量=燃料等使用量×排出係数

※ 燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量(44)/炭素の分子量(12) を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出する。

<直接排出(燃料の燃焼)>

原油換算エネルギー使用量=燃料等使用量×単位発熱量×原油換算係数

<間接排出(電気及び熱)>

原油換算エネルギー使用量=燃料等使用量×一次エネルギー換算係数×原油換算係数

(2) 発熱量・排出係数(直接排出)

ア 固体・液体・気体燃料(都市ガスの発熱量を除く。)

各燃料の単位発熱量及び排出係数(都市ガスの単位発熱量については次ページに 別途記載)は、表 2-13に示す標準値を用いる。なお、第1計画期間の特定温室効 果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第1計画期間の排出係数を用い、第 2計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、第2計画 期間の排出係数を用いる。また、第3計画期間の算定に用いる排出係数は、第2計画 期間の排出係数と同値とする。同表に記載のない燃料については、供給事業者が個別 に証明する発熱量と排出係数を用いる。

また、温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、同表に示す単位発熱量又は排出係数に相当する値として東京都が適切と認めるものを求めることができるときは、同表に示す値に代えて当該実測等に基づく値を用いることができる。

表 2-13 燃料の単位発熱量、排出係数

燃料の種類			単位単位発熱量		排出係数			
		単位			第1計画期間		第2計画期間 第3計画期間	
原油		kL	38.2	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]	0.0187	[t-C/GJ]
原油のうち	コンデンセート(NGL)	kL	35.3	[GJ/kL]	0.0184	[t-C/GJ]	0.0184	[t-C/GJ]
揮発油(オ	ブ ソリン)	kL	34.6	[GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]	0.0183	[t-C/GJ]
ナフサ		kL	33.6	[GJ/kL]	0.0182	[t-C/GJ]	0.0182	[t-C/GJ]
灯油		kL	36.7	[GJ/kL]	0.0185	[t-C/GJ]	0.0185	[t-C/GJ]
軽油		kL	37.7	[GJ/kL]	0.0187	[t-C/GJ]	0.0187	[t-C/GJ]
A重油		kL	39.1	[GJ/kL]	0.0189	[t-C/GJ]	0.0189	[t-C/GJ]
B•C重油		kL	41.9	[GJ/kL]	0.0195	[t-C/GJ]	0.0195	[t-C/GJ]
石油アスプ	ファルト	t	40.9	[GJ/t]	0.0208	[t-C/GJ]	0.0208	[t-C/GJ]
石油コーク	カス	t	29.9	[GJ/t]	0.0254	[t-C/GJ]	0.0254	[t-C/GJ]
ア油ボコ	液化石油ガス(LPG)	t	50.8	[GJ/t]	0.0163	[t-C/GJ]	0.0161	[t-C/GJ]
石油ガス	石油系炭化水素ガス	$\pm Nm^3$	44.9	[GJ/手Nm³]	0.0142	[t-C/GJ]	0.0142	[t-C/GJ]
可燃性	液化天然ガス(LNG)	t	54.6	[GJ/t]	0.0135	[t-C/GJ]	0.0135	[t-C/GJ]
天然ガス	その他可燃性天然ガス	$\pm Nm^3$	43.5	[GJ/手Nm³]	0.0139	[t-C/GJ]	0.0139	[t-C/GJ]
	原料炭	t	29.0	[GJ/t]	0.0245	[t-C/GJ]	0.0245	[t-C/GJ]
石炭	一般炭	t	25.7	[GJ/t]	0.0247	[t-C/GJ]	0.0247	[t-C/GJ]
	無煙炭	t	26.9	[GJ/t]	0.0255	[t-C/GJ]	0.0255	[t-C/GJ]
石炭コーク	カス	t	29.4	[GJ/t]	0.0294	[t-C/GJ]	0.0294	[t-C/GJ]
コールター	-/レ	t	37.3	[GJ/t]	0.0209	[t-C/GJ]	0.0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		⊀Nm³	21.1	[GJ/手Nm³]	0.0110	[t-C/GJ]	0.0110	[t-C/GJ]
高炉ガス		千 Nm^3	3.41	[GJ/手Nm³]	0.0266	[t-C/GJ]	0.0263	[t-C/GJ]
転炉ガス		$\pm \text{Nm}^3$	8.41	[GJ/手Nm³]	0.0384	[t-C/GJ]	0.0384	[t-C/GJ]
都市ガス(6A)		$\pm \text{Nm}^3$	_	[GJ/手Nm³]	0.0138	[t-C/GJ]	0.0136	[t-C/GJ]
都市ガス(13A)	$\pm \text{Nm}^3$	_	[GJ/手Nm³]	0.0138	[t-C/GJ]	0.0136	[t-C/GJ]
ジェット燃	料油	kL	36.7	[GJ/kL]	0.0183	[t-C/GJ]	0.0183	[t-C/GJ]

イ 都市ガスの単位発熱量

都内の都市ガス事業者が供給する都市ガスの単位発熱量は表 2-14のとおり。 対象年度の都市ガス事業者の数値を用いて発熱量換算する(排出係数については表 2-13にある標準値を用いる。)。

表 2-14 東京都内の都市ガス事業者の発熱量 (GJ/千 Nm³)

事業者名	ガス	H14	H15	H16	H17	H18	H19∼H27	H28∼
学 未有有	グループ	2002	2003	2004	2005	2006	2007~2016	2016~
東京ガス	13A	46. 04655	46. 04655	46. 04655	46. 04655			
米ボガハ	134				45	45	45	45
	6 A	29. 30235	29. 30235	_	_	_	_	_
青梅ガス	13A	46. 04655	46. 04655	46. 04655	46. 04655			43. 12
	100				43. 12	43. 12	43. 12	45
	6 A	29. 30235	29. 30235	29. 30235	29. 30235	_		_
武陽ガス		62. 79075	62. 79075	62. 79075	62. 79075			
此物八八	13A		46. 04655	46. 04655	46. 04655			
					45	45	45	45
昭島ガス	13A	46. 04655	46. 04655	46. 04655	46. 04655			
叫曲刀八	101					45	45	45

^{※ 「}青梅ガス」の「都市ガス 13A」における、2016 年度の単位発熱量について、2016 年 10 月までの値は 43.12、2016 年 11 月以降の値は 45 を用いるものとする。

(3) 排出係数(間接排出)

ア 他人から供給された電気

他人(電気事業者及び電気事業者以外の他の事業所)から供給された電気の排出係数は、削減計画期間の間、固定するものとし、電気事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

<他人から供給された電気の排出係数>	
第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.382 [t-CO ₂ / ← kWh]	0.489 [t-CO ₂ /千 kWh]

※ 東京都エネルギー環境計画書制度に基づき報告された都内に電気を供給する一般電気事業者及び新電力の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は、2005から2007年度までの3か年度平均値、第2計画期間の排出係数は、2011及び2012年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014年度から2016年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きなかい離がないため、第2計画期間と同じ値とした。

なお、低炭素電力、高炭素電力(第5章1(3))及び他の事業所の高効率コジェネ(第5章1(5))の電気の供給を受けた場合でも、標準値で年度排出量を算定後、削減量等を別途算定すること。

イ 他人から供給された熱

他人(熱供給事業者及び熱供給事業者以外の他の事業所)から供給された熱(蒸気、温水及び冷水)の排出係数は、削減計画期間の間、固定するものとし、熱供給事業者等の別によらず一律に、次の標準値を用いる。

なお、各計画期間の特定温室効果ガスの基準排出量及び年度排出量の算定には、各計画期間の排出係数を用いる。

<他人から供給された熱(蒸気・温水・	冷水)の排出係数>
第1計画期間	第2計画期間、第3計画期間
0.052 [t-CO ₂ /GJ]	0.060 [t-CO ₂ /GJ]

※ 地球温暖化対策計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第1計画期間の排出係数は2006年度の上位30%値で設定した。 東京都エネルギー有効利用計画書制度に基づき報告された都内に熱を供給する熱供給事業者の実績値を基に、第2計画期間の排出係数は2011及び2012年度の2か年度平均値で設定した。第3計画期間の排出係数は、2014年度から2016年度までの3か年度平均値が、第2計画期間の排出係数から大きなかい離がないため、第2計画期間と同じ値とした。 なお、低炭素熱(第5章1 (4))及び他の事業所の高効率コジェネ(第5章1 (5))の熱の供給を受けた場合でも、標準値で年度排出量を算定後、削減量を別途 算定すること。

清掃工場等で廃棄物の焼却に伴い発生した熱又は当該熱を利用して発電した電気のみを直接受け入れて使用する場合には、当該熱及び電気の使用量については排出量算定の対象外となる。

(4) 発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給する場合の排出量の算定 ア 算定方法

発電した電気又は発生させた熱を事業所外へ供給(以下「事業所外供給」という。) する場合については、制度対象者自身が発電した電気又は発生させた熱について単位供給量当たりの排出係数を作成し、事業所外供給の量に乗じたものを事業所外供給に関する排出量とし、この量を特定温室効果ガス排出量から除外する。このときの排出係数は年度を単位として作成する。

なお、熱供給事業者による蒸気又は冷水の供給など、本来業務として供給している 場合の外部への供給は算定対象外とすることができないので、この算定は適用しな い。

事業所外供給に関する排出量 $[t-CO_2]$ =電気供給量又は熱供給量[千 kWh, GJ] ×単位供給量当たりの排出係数 $[t-CO_2/$ 千 kWh, $t-CO_2/$ GJ]

イ 事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成

次の式に従って、事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、ア の算定式に用いる。

<電気>

単位電気供給量当た が排出量 $[t-CO_2/\mp kWh]$

$$=rac{A imes$$
単位発熱量 $\left(GJ/t,\,GJ/kL,\,GJ/Nm^3 \right) \times$ 排出係数 $\left(t - C/GJ \right) imes rac{44}{12}$ 当該設備で発電した電気量 $\left(f + kWh \right)$

A:発電のために投入した燃料使用量[t,kL,Nm³]

<熱>

単位熱供給量当たりの排出量t - CO₂/GJ]

 $= \frac{B \times \text{単位発熱量} \left[\text{GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm}^3 \right] \times 排出係数[t - \text{C/GJ}] \times \frac{44}{12} + C \times 排出係数[t - \text{CO}_2 / \text{千kWh}]}{$ 当該設備で発生させた熱の量[GJ]

B: 熱の発生のために投入した燃料使用量[t,kL,Nm3]

C: 当該事業所で熱の発生のために使用した電力使用量[千 kWh]

ウ コージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり 排出係数の作成

コージェネレーションシステムにより製造した熱又は電気を事業所外供給している場合は、投入した燃料使用量から算定される排出量を熱と電気に案分し、熱と電気 それぞれについて事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数を作成して、アの算定式に用いる。

熱と電気への案分の際に用いる熱電比率は、次の比率とする。

<コージェネレーションシステムにおける熱電比率> (2.17×該当する設備の発電効率):該当する設備の排熱利用率

- ※1 発電効率は、高位発熱量基準(HHV)を用いる。
- ※2 発電効率算定の際の発電量は、補機使用分の電力を除いた値とする。補機使用分の電力は実 測値を原則とするが、必要な項目を計測できない場合は、把握可能なデータを使用して、推定 を行う。その場合、推定の算定式が合理的であることを、十分な根拠資料を用いて説明できる ことが必要である(例えば、ガスエンジンの運転時間や稼働率と循環ポンプ・冷却塔ファンな どの各補機の定格出力より補機使用分の電力を算定するなど。)。以上の方法により補機使用 分の電力を決定できない場合は、発電量の10%を補機使用分として発電量から差し引く。
- ※3 補機使用分の電力とは、コージェネレーションシステムの運転に必要な温水送出用ポンプ、 冷却塔、冷却水循環ポンプ、冷却ファン等の動力に使用される電力を指す。
- ※4 発電効率及び排熱利用率算定の際の都市ガス使用量は、算定対象とするコージェネレーションシステムに供給した都市ガスの使用量であり、第3章2(3)ア の方法により標準状態へ換算した量とする。
- ※5 都市ガスの熱量換算係数は、 $45[GJ/千 Nm^3]$ に代えて、使用する都市ガスの組成に応じて知事が適切と認める値を用いることができる(表 2-1.4参照)。

<コージェネレーションシステムにおける単位供給量当たり排出係数の算定式>

投入した燃料起因の全排出量
$$\times$$
 $\frac{2.17 \times A}{2.17 \times A + B}$ 排出係数(電気)= 当該設備の全発電量 \times

投入した燃料起因の全排出量×
$$\frac{B}{2.17 \times A + B}$$
 排出係数(熱)= 当該設備の全発熱量

A: 該当する設備の発電効率 B: 該当する設備の排熱利用率

※ 当該設備の全発電量は補機使用分の電力を除かない値とする。

(5) 原油換算エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー使用量については、化石燃料の場合は発熱量に換算した値、電気 及び熱については一次エネルギー換算した値に、次に示す原油換算係数を乗じて算定 する。

原剂	由換算	係数
0. 025	58 kL	/GJ

なお、電気及び熱は次の一次エネルギー換算係数を乗じて一次エネルギー換算する。

種類	区分			ネルギー換算係数			
電気	処と可参す光本の最近の	昼間 (8 時~22 時)	9. 97	[GJ/千kWh]			
	一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電	夜間(22時~翌日8時)	9. 28	[GJ/千kWh]			
	で月して医師で40元貝电	昼夜不明	9. 76	[GJ/千kWh]			
	上記以外からの買電	9. 76	[GJ/千kWh]				
熱	産業用蒸気	1.02	[GJ/GJ]				
	産業用以外の蒸気	1. 36	[GJ/GJ]				
	温水	1. 36	[GJ/GJ]				
	冷水		1. 36	[GJ/GJ]			

表 2-15 電気及び熱の一次エネルギー換算係数

~ 昼間と夜間の電気使用量の確認方法 ~

昼間(8時~22時)と夜間(22時~翌日8時)との使用量の別は、料金の契約上の昼間時間及び夜間時間の使用量とは異なる場合があります。

高圧電力、季時別などの契約の場合は、請求書等から、「力率測定用有効電力量」を 昼間の使用量とし、「全使用電力量一力率測定用有効電力量」を夜間の使用量として 求めることができます。「力率測定用有効電力量」が不明な場合には、原則として、 昼夜不明としてください。ただし、供給事業者により、請求書等に記載された使用 量が、休日等を含む全ての日における昼間(8時~22時)と夜間(22時~翌日8時)の使用量であることが証明された場合には、それを本制度上の「昼間」又は 「夜間」の使用量とすることができます。供給事業者によっては、請求書等に記載 された「昼間電力使用量」に、日曜日や祝日等の昼間時間の使用量が含まれていな いことがありますので、御注意ください。

2 検証の具体的な方法

(1) 算定報告様式の仕組みについて

温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量の算定は、一部を除いて、算定報告様式(エクセル)においては、第3章までに把握した燃料等使用量の入力、排出活動の選択、単位の選択などを適切に実施することで、自動的に計算される。

温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量ともに、途中段階では端数処理は行わず、事業所全体の合計値を算出した後、小数第一位を切り捨て処理し、整数値とする。

(2) 算定報告様式への記載事項について

ア 燃料等使用量の入力

燃料等使用量については、購買伝票等に記されたものと同じ値を入力することを基本とするが、同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、燃料等使用量監視点との対応を明記した上で、同一燃料使用量を合計した値を入力できるものとする。このときも、購買伝票等に記されたものを合計した値をそのまま入力するものとし、四捨五入等の処理は行わない。実測の場合は、計測の方法で担保される有効桁数を考慮して入力する。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数3けたとして入力する。入力した値が「購買伝票等に記されたものと同じ値」であるか、「自ら計測した値」であるかについては、該当するプルダウン部分から選択する。

算定報告様式に記入された値が上記の方法に従っているか確認する。

イ 独自に算定が必要なデータ

次の項目については、1に示したルールに従って適切に算定し、算定報告様式に記入する必要がある。これらについては、算定報告様式とは別に、算定プロセスを取りまとめた資料により、適切に算定されているか確認する。

- LPG 及び都市ガス以外の単位換算後の燃料等使用量
- 事業所外供給に関する排出係数
- コージェネレーションシステムにより製造した事業所外供給用の電気及び熱の 排出係数

3 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者に**表 2-16**に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。これらの書類は、書類の信頼性に問題がある場合を除いて、<u>複写</u>の提示でもよい。なお、燃料等使用量に関する算定報告書様式への記入結果と購買伝票等との突合の手順については、第1部第2章及び第3章を参照すること。

表 2-16 検証の際の確認書類の例

	衣 とって 快証の际の推訟者規の例				
項目	検証事項	確認する書類			
量 把	把握した燃料等使用量は、様	● 購買伝票等			
と握し	式に記入された値と整合して	● 実測結果(管理月報等)			
整合燃	いるか。	● 算定様式			
料料	把握した排出活動と燃料等の	• 購買伝票等			
等使	種類は、様式に記入された内	• 実測結果(管理月報等)			
用	容と整合しているか。	● 算定様式			
排	発熱量は適切に選択されてい	• 購買伝票等又は供給会社の成分分析表			
出係数・	るか。	● 算定様式			
	排出係数は適切に選択されて	• 購買伝票等又は供給会社の成分分析表			
発熱量	いるか。	● 算定様式			
量	標準値のない燃料の発熱量及	• 燃料供給者の排出係数を証明する書類			
原油	び排出係数は、燃料供給者の				
換	証明する資料に基づいている				
油換算係数の	か。				
数の	事業所外供給量の算定におけ	発電量又は熱量を示す書類			
設定	る排出係数の算定は適切にさ				
	れているか。				
	コージェネレーションシステ	コージェネレーションシステムの仕様書			
	ムの排熱利用率及び発電効率	コージェネレーションシステムの運転実績な			
	は適切に把握されているか。	ど			

第5章 温室効果ガス排出量算定に係るその他の方法

1 算定の考え方

(1) 再生可能エネルギーにより発電した電気及び熱の自家消費分の環境価値を移転した場合の取扱い

太陽光発電施設等で自ら発電し、使用している電気であっても、その環境価値を他人へ移転した場合には再生可能エネルギーとしての価値のない電気を使用していることとなるため、当該電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は他人からの買電と同等に評価する。

再生可能エネルギーにより発電した電気(以下「再エネ電気」という。)の環境価値をグリーン電力証書化又は再エネクレジット化している場合には、当該再エネ電気を自家消費した量のうち、グリーン電力証書化又は再エネクレジット化(当該再エネクレジットの算定対象となる年度が、第1計画期間又は第2計画期間に属する場合は、クレジットの量を1.5倍換算できる再生可能エネルギーの0.5倍分の再エネクレジット化を除く。)している場合には、当該再エネ電気を自家消費した量のうち、グリーン電力証書化又は再エネクレジット化した量の環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

特定温室効果ガス排出量[t-CO₂]=

再エネ電気の自家消費量のうち環境価値を移転した量[千kWh]×電気の排出係数※

※ 電気の排出係数は第4章1(3)ア に準ずる。

太陽熱利用施設等で発生させた熱の環境価値をグリーン熱証書化している場合には、当該熱を自家消費した量のうち、グリーン熱証書化した量の環境価値を移転した量として、次の式により排出量を算定しなければならない。

特定温室効果ガス排出量[t-C0₂]= 太陽熱等の自家消費量のうち環境価値を移転した量[GJ]×熱の排出係数**

※ 熱の排出係数は第4章1(3)イに準ずる。

(2) 再生可能エネルギーにより発電した電気の自家消費分の取扱い

温室効果ガスを削減していくために、再生可能エネルギーによる発電と再エネ電気 の利用を推進していくことは重要であり、これを促進するため、事業所内で発電した再 エネ電気を当該事業所内で使用した電気の量(自家消費分)に応じて次のとおり特定温 室効果ガスの削減量として算定する((1)に該当する場合を除く。)。

事業所内で発電したアに示す再エネ電気を当該事業所内で使用した場合であって、 当該使用した電気の量(自家消費分)について再エネクレジット(条例第5条の11第 1項第2号エに規定する「環境価値換算量」をいう。以下同じ。)として評価しないと きは、次の式により、特定温室効果ガスの削減量を算定することができる。

また、事業所内で発電したイに示す再エネ電気を当該事業所内で使用した場合にあっては、当該使用した電気の量(自家消費分)に応じて、同式により、特定温室効果ガスの削減量を算定することができる。

なお、ア及びイのいずれの再工ネ電気においても、この削減量を算定する場合には、 基準排出量の算定期間及び削減計画期間の両方の期間において算定する必要がある (基準排出量を排出標準原単位で算定している場合を除く。)。ただし、削減計画期間 において、ア及びイのいずれの再工ネ電気を新たに特定計量器等で実測するようになった場合は、この削減量を算定することができる。

特定温室効果ガスの削減量 $[t-CO_2]$ = 再エネ電気の自家消費量[+kWh]×電気の排出係数 ** ×0.5

※電気の排出係数は第4章1(3)アに準ずる。

※算定した特定温室効果ガスの削減量を事業所の特定温室効果ガスの排出量から減じた結果、0 t 未満となる場合は、事業所の排出量は0 t とする。

ア 再エネクレジットとして評価しない場合に特定温室効果ガスの削減量として算定 できる再エネ電気

- ① 太陽光、風力又は地熱を原動力として発電された電気
- ② 水力を原動力として次の A) 及び B) に掲げる方式の出力 1,000kW 以下の設備で発電された電気
 - A) ダム式又はダム水路式のもの(発電のためにするもの以外の水利使用に従属するものに限る。)
 - B) 水路式のもの

イ 特定温室効果ガスの削減量として算定できる再エネ電気

① バイオマスを熱源とする熱を原動力として発電された電気 バイオマスと化石燃料等とを併せて熱源とする発電の場合には、当該発電に より発電し、自家消費した電気の量に熱源全体の熱の量のうちバイオマスを熱 源とする熱の量の割合を乗じた電気の量が対象となる。

- ② 水力を原動力として発電された電気(ア②の電気を除く。)
- ③ ア並びにイ①及び②に掲げるもの以外の発電で規則第3条の2に規定する再 生可能エネルギーを熱源として発電された電気

(3) 低炭素電力の選択に関する取扱い

電気を供給する事業者(以下「電気供給事業者」という。)が供給する電気の排出係数はそれぞれの事業者で異なっており、再生可能エネルギーや低炭素火力の導入により、供給電力量当たりの排出係数が小さい低炭素な電力を扱う事業者もある。対象事業所が、これら「低炭素な電気供給事業者」を選択する行動を促すため、都が公表する低炭素電力に該当する電気供給事業者から電気を受け入れた場合には、一定の範囲で、計画期間の年度排出量から低炭素電力の受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

第3計画期間においても、第2計画期間と同様に、対象事業所の「低炭素電力」を選択する行動を促すため、対象事業所が低炭素電力を調達した場合に削減量を算定し、当該削減量を事業所の排出量から減ずることができる仕組みを継続する。

一方、脱炭素社会を見据え、低炭素電力の一層の利用拡大を図る観点から、第3計画期間においては、低炭素電力の受入れによる削減量の全量算定を可能にするとともに、再生可能エネルギーの導入率が高い電力を受け入れた場合には、削減量を追加して算定することができるものとする。また、昨今の環境価値利用等の電力選択の多様化への対応として、非化石証書等を活用した電力や電気供給事業者が供給する電力メニュー*により供給する電力についても低炭素電力と位置付ける。

また、高炭素電力に該当する電気供給事業者から電気を受け入れた場合には、計画期間の年度排出量に高炭素電力の受入れによる排出量を加算しなければならない。

※ 供給する電気の全部又は一部について、その供給に係る料金その他の供給条件を定めたもの

ア 対象とする電気供給事業者

本仕組みの対象とする電気供給事業者は、都内に供給する小売電気事業者、特定送 配電事業者及び特定供給とする。

~本仕組みの対象とする電気供給事業者の区分~					
区 分	概 要				
小売電気事業者	電気の小売供給を行う事業者				
特定送配電事業者	限定された区域に対し、自らの発電設備や電線路を用いて、電力供給を行う 事業者				
特定供給	供給者・需要者間の関係で、需要家保護の必要性の低い密接な関係(生産工程、資本関係、人的関係)を有する者の間での電力供給(本社工場と子会社工場間での電力供給等)。				

イ 低炭素電力又は高炭素電力に該当する電気供給事業者の要件

(7) 低炭素電力

「都内に供給する全ての電力」**1又は「電力メニューにより供給する電力」が、次の要件を満たす電気供給事業者を、低炭素電力に該当する電気供給事業者 (以下「低炭素電力供給事業者」という。)として認定する。

ただし、「電力メニューにより供給する電力」が当該要件を満たす電気供給事業者(以下「メニュー認定事業者」という。)であっても、「都内に供給する全ての電力」が当該要件を満たさない場合は、低炭素電力供給事業者とはしない。

なお、同一の電気供給事業者について、「都内に供給する全ての電力」に係る 認定と「電力メニューにより供給する電力」に係る認定とを同年度に重複して受 けることはできない。(同一の電気事業者が供給する複数の「電力メニューによ る供給する電力」を同年度に認定を受けることは可能)

CO₂排出係数^{*2}が 0.37tCO₂/千 kWh^{*3}以下

- ※1 「都内に供給する全ての電力」に係る要件確認にあたっては、「東京都エネルギー環境計画 書作成ガイドライン」に記載のとおり、供給に伴い排出される CO₂の量は、都内を管轄す る一般送配電事業者管内(東電管内)における電気の供給に係る CO₂排出量に、都内供給 比率(都内供給電力量/東電管内の供給電力量)を掛けて算定する。
- ※2 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1(2)に規定する CO₂排出係数又は同指針第3 1 (3)に規定する調整後排出係数のいずれか低い値
- ※3 国の長期エネルギー需給見通しを踏まえた電力業界 2030 年の自主目標値から設定

電力メニューは、原則として「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 法律第 117 号)に基づき、経済産業省及び環境省に報告したメニューを認定の対象 とする*。

※ 複数のメニューをまとめて国に報告しており、その一部について認定を受ける場合等を除く。

(イ) 高炭素電力※

「都内に供給している全ての電力」又は「電力メニューにより供給する電力」が次の要件を満たす電気供給事業者を高炭素電力に該当する電気供給事業者(以下「高炭素電力供給事業者」という。)として認定する。

※ 特定送配電事業者及び特定供給は対象外

CO₂ 排出係数^{*}が 0.7 tCO₂/千 kWh 以下

※ 「東京都エネルギー環境計画指針」第3 1(2)に規定する CO₂ 排出係数又は同指針第3 1 (3)に規定する調整後排出係数のいずれか低い値。

ウ 電気供給事業者の公表

低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者の公表は、第2計画期間と同様 の方法で行う(本章(3)ウ参照)。

なお、メニュー認定事業者については、電力メニューに係る情報(電力メニューの 名称、電源構成等)についても公表するものとする。

(7) 低炭素電力供給事業者の公表

該当する低炭素電力供給事業者を一覧にした資料を東京都環境局のホームページに掲載する。

(イ) 高炭素電力供給事業者の公表

東京都エネルギー環境計画書制度に基づき電気供給事業者から報告された内容 を取りまとめた資料(都内に電気を供給する全ての電気供給事業者分)を東京都 環境局のホームページに掲載する(資料に記載された電気供給事業者のうちイ (イ)に掲げる要件を満たすものが高炭素電力供給事業者に該当)。

エ 受入事業所における算定方法

(7) 低炭素電力

算定年度時点で公表されている低炭素電力供給事業者の排出係数(メニュー認定事業者から、東京都の認定を受けた電力メニューにより電力の供給を受けた場合にあっては、当該電力メニューの排出係数)(=2年度前の確定値)を用いて、次の算定式①により「排出係数差による削減量」を算定する。

また、当該低炭素電力供給事業者の再生可能エネルギーの導入率^{※1} (= 2年度前の確定値)が30%以上である場合は、算定式①に加えて、次の算定式②により「再エネ電源割合による削減量」を追加算定する。

「排出係数差による削減量」と「再エネ電源割合による削減量」の合計量を年度排出量から減じることができる。**2

なお、年度の途中で電気供給事業者を変更した場合など低炭素電力、高炭素電力又はこれらに該当しない電力が混在する場合は、事業所の受入電力量のうち低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者からの受入電力量分に応じた削減量又は排出量を算定する。また、複数の電気供給事業者から電力供給を受ける場合も同様である。

- ※1 当該低炭素電力供給事業者が都内に供給する全ての電気の量(メニュー認定事業者から、 東京都の認定を受けた電力メニューにより電力の供給を受けた場合にあっては、当該メニュー認定事業者が当該電力メニューにより供給した電気の量)に占める再生可能エネルギー(太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)及びバイオマスを熱源とする熱をいう。)を変換して得られた電気の量の割合を指す。なお、値は小数点以下3けた目を四捨五入する。
- ※2 算定した低炭素電力削減量を事業所の特定温室効果ガスの排出量から減じた結果、0t 未満となる場合は、事業所の排出量は0tとする。

【算定式】

低炭素電力	<算定式①> 排出係数差 による削減量	算定年度の 受入電力量* ¹¹ × 電気の 電気供給事業者又は電 サ出係数* ² カメニューの排出係数 (2年度前)
削減量	.,	算定年度の 受入電力量*1 × 電気の 受入電力量*1 × 排出係数*2 × 再生可能エネル ギーの導入率 × 0.25
計画期間の 年度排出量 ^{※3}	「燃料等の CO ₂ 排と (「排出係数差に	出量」- こよる削減量」+「再エネ電源割合による削減量」)

- ※1 第2章1 (3) ア 又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用 した電力量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した電力量については、 算定年度の受入電力量には含まないものとする。
- ※2 第4章1(3)アに規定する第3計画期間の電気の排出係数に準ずる。
- ※3 基準排出量の算定においては、低炭素電力による削減量を減じない。
- ※4 削減量を算定できるのは、再生可能エネルギーの導入率が30%以上の場合に限る。

(イ) 高炭素電力

算定年度時点で公表されている電気供給事業者の 排出係数 (= 2年度前の確定値)を用いて、次の算定式により排出係数差による排出量を算定し、年度排出量に加算する。

【算定式】

高炭素電力 排出量	算定年度の 受入電力量*1 × 電気供給事業者又は電 カメニューの排出係数 — 電気の排出係数*2 (2年度前)
計画期間の 年度排出量 ^{※3}	「燃料等の CO ₂ 排出量」+「高炭素電力排出量」

- ※1 第2章1 (3) ア 又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用 した電力量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した電力量については、 算定年度の受入電力量には含まないものとする。
- ※2 第4章1(3)ア に規定する第3計画期間の電気の排出係数に準ずる。
- ※3 基準排出量の算定においては、高炭素電力による排出量を加えない。

~2021 年度に低炭素電力又は高炭素電力を受け入れた場合の手続の流れ~ <都内に供給する全ての電力で認定を受けた電気供給事業者からの受入れ>

	第2計画期間	第3計画期間				
年度	2019	2020	2021	2022	2023~2024	
電気供給 事業者	電力供給(実績)	「低炭素電力エントリーシート」 「エネルギー状況報告書添付様式」 にて2019年度排出係数報告	都ホームページに2 2019 年度排出係数を基に		以降、 -	
東京都		2019 年度の状況が要件に 該当する電気供給事業者及び 排出係数を公表			毎年度 同様	
大規模対象 事業所		低炭素電力の選択	2021 年度電力受入	(2021 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出		

- ◆都は、前年度に低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者とその排出係数等を毎年度公表する。 公表された値を参考に電気需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を算定する際、削減量等と して算定する。(削減量算定において、受入電力量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した 2年度前の値を用いる。)
- ◆ [2020 年度以降、新たに都内供給を開始した電気供給事業者から電気を受け入れた場合] 2020 年度以降に新たに供給を開始した電気供給事業者の場合は、供給後2か年度は、2年度前の供給の排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後2か年度は、供給初年度の排出係数を用いて削減量を算定することができる。

~2021 年度に低炭素電力又は高炭素電力を受け入れた場合の手続の流れ~ <電力メニューにより供給する電力で認定を受けた電気供給事業者からの受入れ>

	第2計画期間		第3計画	期間	
年度	2019	2020	2021	2022	2023~2024
電気供給 事業者	電力メニュー 供給(実績)	「低炭素電力エントリーシート」 「エネルギー状況報告書添付様式」 にて2019年度排出係数報告	都ホームページに2 2019 年度排出係数を基に		— 以降、 —
東京都		2019 年度の状況が要件に 該当する電気供給事業者及び 排出係数を公表			毎年度同様
大規模対象 事業所		低炭素電力 (メニュー)の選択	2021 年度電力受入	【(2021 年度排出量実績の) 算定⇒検証⇒計画書提出	

- ◆都は、前年度に低炭素電力供給事業者又は高炭素電力供給事業者とメニュー別排出係数等を毎年度公表する。公表された値を参考に電気需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を算定する際、削減量等として算定する。(削減量算定において、受入電力量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年度前の値を用いる。)
- ◆ [電力メニューにより供給する電力で初めて認定を受けた電気供給事業者から電気を受け入れた場合] 初めて電力メニューで認定を受けた電気供給事業者から、当該認定年度において当該電力メニューの供給を受けていた対象事業所では、当該認定年度における排出量算定において、当該メニューの排出係数を用いて、削減量を算定することができる。

オ 電気供給事業者による手続

本章(4)イの要件に該当し、低炭素電力供給事業者として公表されることを希望する電気供給事業者は、毎年7月末までに「低炭素電力エントリーシート兼同意書」(第1号様式)、「エネルギー状況報告書添付様式※」及び根拠資料を東京都に提出し、要件適合の確認を受けなければならない。

なお、「高炭素電力」の供給事業者については、「東京都 エネルギー環境計画書制度」にて公表される排出係数で判断するため、手続は不要である。

- ※ 「東京都 エネルギー環境計画書制度」で定める様式。記入に当たっては同制度のホームページに掲載している「東京都エネルギー環境計画書 作成ガイドライン」を参照のうえ作成する。
- ・「東京都 エネルギー環境計画書制度」ホームページ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/index.html

【提出方法】

●小売電気事業者(「東京都エネルギー環境計画書制度」対象事業者)

「東京都 エネルギー環境計画書制度」に係る「エネルギー状況報告書添付様式」などの必要書類を提出する際、「低炭素電力エントリーシート」及びエントリーに必要な根拠資料(メニュー認定を受ける場合は、算定年度に供給した電力メニューの電源構成に関する資料、及び国へ報告した電力メニューに関する資料等)を添えて東京都に提出する。

●特定送配電事業者及び特定供給

「エネルギー状況報告書添付様式」、「低炭素電力エントリーシート」及び必要となる根拠資料(電力供給に係る図面、供給地点又は供給場所が分かる資料等)を都に提出する。

(4) 低炭素熱の選択に関する取扱い

熱を供給する事業者(以下「熱供給事業者」という。)の排出係数はそれぞれの事業者で異なっており、供給熱量当たりの排出係数が小さい低炭素な熱を扱う事業者もある。対象事業所が、これら「低炭素な熱供給事業者」を選択する行動を促すため、都が公表する熱供給事業者から熱を受け入れた場合においては、一定の範囲で、削減計画期間の年度排出量から低炭素熱の受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

ア 対象となる熱供給事業者

本仕組みの対象とする熱供給事業者は、原則として、東京都の地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度において地域エネルギー供給実績報告書を届け出た熱供給事業者とする。

なお、熱供給事業者と供給先の建物等が本制度において一つの事業所となる熱供 給事業者は除く。

・「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」ホームページ https://www7. kankyo. metro. tokyo. lg. jp/yukoriyou/outline. html

イ 低炭素熱供給事業者の要件

次の要件を満たす熱供給事業者を低炭素熱供給事業者として認定する。

- ①都内の区域への熱の供給に係る熱のエネルギー効率の値*1が、規則第8条の17 第三項第1号に規定する基準(蒸気が含まれている場合は0.85、蒸気が含まれていない場合は0.90)以上
- ②CO2排出係数※2が 0.060 tCO2/GJ未満
- ※1 「エネルギー有効利用指針マニュアル」に記載の「供給する熱のエネルギー効率」の値
- ※2 地域エネルギー供給実績報告書における燃料等使用量に基づき算定し、小数第4位以下を 切り捨てた値

ウ 低炭素熱供給事業者の公表

該当する低炭素熱供給事業者を一覧にした資料を、東京都環境局のホームページに掲載する。

エ 削減量の算定に用いる排出係数の算定

熱供給事業者で、本章(4)イの要件を満たす低炭素熱供給事業者は、その要件確認のために算定する本章(4)イ②に記載のCO₂排出係数とは別に、受入事業所で削減量の算定に用いるCO₂排出係数を算定することができる。

【算定式】

受入事業所で削減 量の算定に用いる ことができる CO₂ 排 出係数の算定式

年間エネルギー消費 量を tCO₂換算した量 - 低炭素電力調達 による削減量 (t) **2 - 環境価値調達 による削減量 (t) **3、4

- ※1 本章(4)イ②のCO2排出量算定で用いた、熱供給のために使用したエネルギー消費量
- ※2 本章(3) エに記載の<算定式①>「排出係数差による削減量」の式を用いて計算する。
- ※3 第4章1 (3) に規定する第3計画期間の電気・熱の固定係数を用いて tCO₂換算を行う。
- ※4 使用できる環境価値については、エントリー期限までに調達された、東京都エネルギー環境計画 指針第3 1 (7) アに記載の、「国内認証排出削減量(ただし、再生可能エネルギーによる削減量に ついて認証されたものに限る)」とする。ただし、他の目的に利用する環境価値を二重利用すること は認められない。

オ 受入事業所における算定方法

算定年度時点で公表されている低炭素熱供給事業者の排出係数 (= 2年度前の確定値)を用いて、次の算定式により削減量を算定する。例えば、2022年度に提出する 2021年度実績においては、2019年度の排出係数を用いて算定する。

なお、年度の途中で低炭素熱と低炭素熱の要件に該当しない熱の受入れが混在する場合は、低炭素熱の要件に該当する熱供給事業者からの受入熱量分に応じた削減量を算定する。

【算定式】

低炭素熱削減量	算定年度の 受入熱量*1 × 熱の排出係数*2 – 熱供給事業者の排出 係数 (2年度前) *3 × 0.5
計画期間の 年度排出量 ^{※4}	「燃料等の CO ₂ 排出量」-「低炭素熱削減量」

- ※1 第2章1(3)ア又はイに掲げる「算定対象から除く又は除くことができる排出活動」により使用した熱量を年度排出量の算定から除外している場合にあっては、当該除外した熱量については、算定年度の受入熱量には含まないものとする。
- ※2 第4章1(3) イ に規定する第3計画期間の熱の排出係数をいう。
- ※3 本章(4)ウに規定する受入事業所で削減量の算定に用いることができる排出係数又は本章(5) イに規定する排出係数をいう。
- ※4 基準排出量の算定においては、低炭素熱による削減量を減じない。

第2計画期間 第3計画期間 年度 2019 2020 2021 2022 2023~2024 「低炭素熱エントリーシート」 熱供給 熱供給 「エネルギー状況報告書添付様式」 都ホームページに公表される (実績) 事業者 にて2019年度排出係数報告 2019 年度排出係数を基に削減量等を算定 以降. 2019 年度の状況が要件に 毎年度 東京都 該当する熱供給事業者及び 同様 排出係数を公表 大規模対象 (2021 年度排出量実績の) 低炭素熱 2021 年度の受入 , 算定⇒検証⇒計画書提出 事業所 の選択

~2021 年度に低炭素熱を受け入れた場合の手続の流れ~

- ◆都は、前年度に低炭素熱供給事業者とその排出係数を毎年公表する。それを参考に熱需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を報告する際に、削減量等として算定することができる。(削減量算定において、受入熱量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年度前の値を用いる。)
- ◆ [2020 年度以降、新たに都内供給を開始した熱供給事業者から熱を受け入れた場合] 2014 年度以降に新たに供給を開始した供給事業者の場合は、供給後2か年度は、2年度前の供給の 排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後2か年度は、供給初年度の係数を用いて削減量 を算定することができる。

カ 熱供給事業者による手続

本章(4)イの要件に該当し、低炭素熱供給事業者として公表を希望する熱供給 事業者は、毎年6月末までに「低炭素熱エントリーシート兼同意書」(第2号様式)、 「地域エネルギー供給実績報告書*、」及び根拠資料を東京都に提出し、要件適合の確 認を受けなければならない。

※ 「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」で定める様式。記入に当たっては同制度のホームページに掲載している「エネルギー有効利用指針マニュアル」を参照のうえ作成する。

【提出方法】

地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」に係る「地域エネルギー供給 実績報告書」を提出する際、「低炭素熱エントリーシート」及びエントリーに必要な根 拠書類(低炭素電力使用量を証明する書類(購買伝票等)、環境価値を保有しているこ との証明、環境価値を二重利用していないことを示す書面(環境価値の利用目的、利用 年度が記載された書面等)等)を添えて東京都に提出する。

(5) 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する取扱い

高効率コージェネレーションの利用促進のため、他の事業所の高効率コージェネレーションシステムから受け入れる電気・熱の排出係数の低さに応じて、一定の範囲で、計画期間の年度排出量から当該受入れによる削減量を減ずることができるものとする。

ア 対象となる供給事業者

高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱を外部へ供給している事業者が、次の要件を全て満たし、かつ、東京都に「供給事業者による高効率コージェネレーション要件確認書」(以下「高効率コジェネ確認書」という。)を提出し、要件適合の確認を受けた場合のみ、受入側は削減量を算定することができる。

2020 年度以降に要件適合の確認を受ける場合は、本章(4)の要件に該当するとして東京都が公表する低炭素電力供給事業者及び本章(6)の要件に該当するとして東京都が公表する低炭素熱供給事業者は対象外とする。

雷気

- ① 高効率なコージェネレーションシステム*1であること。
- ② 当該コージェネレーションシステムの電気の排出係数が、電気の標準値*2 未満であること。
- ③ 自営線で指定地球温暖化対策事業所に電気供給していること。
- ④ 全供給電力量の 1/2 以上が当該電気供給を行う事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。
- ⑤ 高炭素電力でないこと。

熱※3

- ① 高効率なコージェネレーションシステム*1であること。
- ② 当該コージェネレーションシステムの熱の排出係数が、熱の標準値*2未満であること。
- ③ 全供給熱量の 1/2 以上が当該熱供給を行う事業所に設置した高効率コージェネレーションシステムによるものであること。
- ④ 熱供給が本来業務である場合は、熱のエネルギー効率*4が「地域冷暖房区域の指定取消しの基準*5 (既存の供給区域*6であって、供給期間が 2018 年 3 月 31 日までである場合にあっては 0.80 (供給するエネルギーの熱媒体に蒸気が含まれる場合は、0.65)、同年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの間である場合にあっては 0.85 (供給するエネルギーの熱媒体に蒸気が含まれる場合は、0.70))」以上であること。
- ※1 高効率コージェネレーションシステムとは「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」とする。
- ※2 電気の標準値は第4章1(3)ア、熱の標準値は第4章1(3)イに準ずる。
- ※3 コージェネレーションシステムの熱をそのまま供給する場合。
- ※4 規則別表第一の四 備考に規定する方法により算定される値
- ※5 条例第17条の20第1項第1号に規定するエネルギー供給の効率に係る規則第8条の21第2項で 定める基準
- ※6 2009年12月末までに指定を受けた供給区域

イ 供給事業者による手続

高効率コージェネレーションシステムからの電気・熱に関する評価の仕組みを活用するためには、供給事業者は、2014年度以降、毎年11月末日までに高効率コジェネ確認書及び根拠資料を東京都に提出し、要件適合の確認を受けなければならない。供給事業者が指定地球温暖化対策事業所である場合は毎年度提出する地球温暖化対策計画書に高効率コジェネ確認書を添付して東京都に提出する。高効率コジェネ確認書に関する内容は検証対象ではなく、東京都において確認を行う。

供給事業者は、受入事業所に対して東京都に要件適合の確認を受けた高効率コジェネ確認書の写しを提供する。高効率コジェネ確認書の提供は、受入事業所が削減量を算定・検証する前までに行う。

ウ 受入事業所における算定方法

供給事業者から提示された高効率コジェネ確認書(東京都により要件適合の確認されたもの)の写しによって確定している2年度前の高効率コージェネレーションシステムの排出係数を用いて、受入事業者は次の算定式により削減量等を算定する。

【算定式】

削減量	高効率コジェネ からの算定年度 における受入電 カ量又は熱量*1 「電気又は熱の = 電気又は熱の排出
削減量 (新規分 ^{※2})	高効率コジェネ からの算定年度 における受入電 カ量又は熱量**1 高効率コジェネの 電気又は熱の 電気又は熱の排出 係数**3 (2年度前)
計画期間の 年度排出量 ^{※5}	「燃料等の CO ₂ 排出量」—「削減量」

- ※1 受け入れた電力量又は熱量のうち、第2章1(3)アに示す事業所外へエネルギー供給するために使用した電力量(熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した電力量を除く。)及び熱量(熱供給事業所が事業所外へ熱を供給するために使用した熱量を除く。)等や第2章1(3)イに示す算定対象から除くことができる排出活動を除く。
- %2 新規分とは受入事業所の基準年度より後に、供給者が高効率コージェネレーションシステムを新たに設置し供給した場合を指す。(ただし、区分 I-2 の事業所が熱の受入れで削減量を算定する場合は、基準排出量の 2 %分を削減量から減ずる。
- ※3 高効率コージェネレーションシステムの電気又は熱の排出係数は、供給事業者から提示された、2 年度前の「高効率コジェネ確認書」に記載された排出係数を用いる。
- ※4 電気の標準値は第4章1 (3) ア、熱の標準値は第4章1 (3) イ に準ずる。
- ※5 基準排出量の算定においては、高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに 関する削減量を減じない。

2021	1及10同为一	マニーの り電人	人は旅ど文リノの	37C-39 [] 45] 19C45	יאווער י
	第2計画期間		第3計画	期間	
年度	2019	2020	2021	2022	2023~2024
高効率コジェネ 設置事業所 (供給事業者)	電力又は熱の供給	- 「高効率コジェネ要件確認書」にて 2019 年度排出係数等報告(11 月末まで)(指定地球温暖化対策事業所の場合は、計画書に添付)	・供給事業者は、都の 率コジェネ確認書」の ・受入事業所は、写し 年度排出係数を基に	D写しを提供 に記載されている 2019	IN IPA
		V 1			─ 以降、 ─ 毎年度

同様

⇒算定⇒★検証⇒◎計

画書提出

~2021年度に高効率コジェネから電気又は熱を受け入れた場合の手続の流れ~

2019 年度の状況が要件

こ適合することを確認

東京都

高効率コジェネの

電気又は熱の

受入事業所

◆供給事業者は、都の確認を受けた「高効率コジェネ確認書」の写しを、受入事業所に提供する。受入事業所は、その結果を基に、高効率コジェネの電気又は熱の需給の契約をすることで、翌年度の年度排出量を報告する際に、削減量として算定することができる。

・高効率コジェネの電 2021 平皮 2021 平皮 電力又は熱の受入

◆ [2020 年度以降、新たに供給を開始した供給事業者から電気又は熱を受け入れた場合] 削減量算定において、受入電力量又は熱量は当該年度の状況を用いるが、排出係数は確定した2年 度前の値を用いる。

しかし、2020 年度以降に新たに供給を開始した供給事業者の場合は、供給後2か年度は、2年度前の供給の排出係数が存在しない。そのため、例外的に、供給後2か年度は、供給初年度の係数を用いて削減量を算定することができる。

2 検証の具体的な方法

(1) 対象活動の把握

第3章 燃料等使用量の把握の考え方に基づき、次の量の把握がされているかを確認する。

ア 再生可能エネルギーの環境価値を移転した電気の量の確認

1(1)に掲げる環境価値を移転した電気に該当するものがある場合、適切に算定されているか確認する。なお、検証の際には、グリーン電力証書化した電気の量を示す資料その他の根拠資料により確認する。

イ 再エネ電気の自家消費量の確認

1(2)に掲げる削減量が算定されている場合、算定対象と同じ種類の再生可能エネルギーによる発電に係る自家消費量が全て把握されているか確認する。なお、検証の際には、算定対象とした再生可能エネルギーによる発電設備に関する資料、再生可能エネルギーによる発電量、そのうち事業所内で使用した電気の量を示す資料等の根拠資料により確認する。

ウ 電気供給事業者及び受入電力量の把握(第2計画期間以降に適用)

1(3)イに掲げる低炭素電力又は高炭素電力を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料により確認する。

エ 熱供給事業者及び受入熱量の把握(第2計画期間以降に適用)

1 (5) イに掲げる低炭素熱を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料により確認する。

オ 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する把握 (第2計画期間以降に適用)

1(7)アの要件を満たす供給事業者の高効率コージェネレーションシステムからの電気又は熱を全て把握する。なお、検証の際には、根拠資料により確認する。

(2) 算定報告様式への記載事項

(1)ア及びイについては、それぞれ1(1)、1(2)で把握した電気の量が算定報告書様式(エクセル)の燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量の使用量等の欄に入力されれば、特定温室効果ガスの排出量又は削減量が自動的に計算される。また、ウからオ

までについては、それぞれで算定した特定温室効果ガス削減量、排出量又は除外量が算 定報告書様式 (エクセル) の燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量の排出量の欄に 入力される。

3 検証のポイント

検証の際には、検証先の事業者に表 2-17 検証の際の確認資料の例 に例示してあるような書類の提示を可能な限り求め、確認しなければならない。提示された確認書類により対象となる活動が網羅されているか、適切に算定されているか等について把握する。また、必要に応じて事業所内を目視、情報通信技術(ICT)を活用し写真や動画等を用いて確認する。

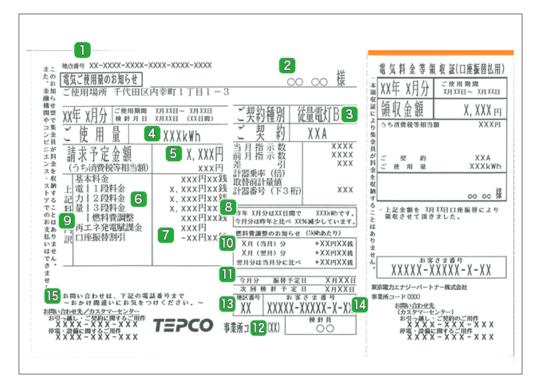
なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要が ある。

表 2-17 検証の際の確認資料の例

	衣 と‐1 / 快証の防	(0)唯能貝科(0)[約]
項目	検証事項	確認する書類
再生可能エネル	再生可能エネルギーの環境価値	• グリーン電力証書化又は再エネクレジッ
ギーの環境価値	の移転量	ト化した電気の量を示す資料
の移転		● グリーン熱証書化した熱の量を示す資料
	環境価値の移転量のうちの自家	● 販売量を示す資料
	消費量	● 実測結果
		● 算定資料等
再エネ電気の自	再エネ電気の自家消費量	● 販売量を示す資料
家消費		● 実測結果
		● 算定資料等
	「熱源全体の熱の量のうちバイ	● 実測結果
	オマスを熱源とする熱の量」は 適切に把握されているか。	● 算定資料等
電気供給事業者	低炭素電力、高炭素電力の供給	• 購買伝票等
及び受入電力量	を受けているか。	• 供給元を示す資料
(第2計画期間		● 電力メニューを示す資料(第3計画期間
以降に適用)		に適用)
	削減量又は排出量は適切に算定 されているか。	● 算定資料等
熱供給事業者及	低炭素熱の供給を受けている	● 購買伝票等
び受入熱量(第	カゝ。	• 供給元を示す資料
2計画期間以降	削減量は適切に算定されている	● 算定資料等
に適用)	カ。	
高効率コージェ	供給事業者は要件を満たしてい	● 高効率コジェネ確認書(東京都により要
ネレーションシ	るか。	件適合を確認されたもの) の写し
ステムからの電	高効率コージェネレーションシ	● 購買伝票等
気及び熱の受入	ステムからの電気及び熱を受け 入れているか。	● 供給元を示す資料
れ(第2計画期	削減量は適切に算定されている	● 算定資料等
間以降に適用)	カゝ。	

~購買伝票等として認められる伝票類の事例~

- I. 発行に際して費用が発生しない購買伝票等
- Ⅰ-1 東京電力エナジーパートナー株式会社
- (1) 購買伝票等
- ア 電気ご使用量のお知らせ (無償)



※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より

イ ビジネス TEPCO (無償)

【低圧のお客様】



- ※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より
- ※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されるものであること。

【高圧のお客様】



- ※ 東京電力エナジーパートナー株式会社 HP より
- ※ 「検針情報」画面内の印刷ボタンを押すことによって出力されるものであること。
- ※ 500kW以上の高圧の契約の場合には、平成27年度までは紙(あるいはFAX)の検針票が発行されているため、Web上で検針情報は見ることができません。その場合に発行される検針票(「電気ご使用量のお知らせ」)は購買伝票等として使用できます。

I-2 東京電カパワーグリッド株式会社

(1) 購買伝票等

ア 日程等別料金計算書 (無償)

(平成yy年 mm月 dd日)

毎度ご利用いただきありがとうございます。

日程等別料金計算書

平成yy年 mm月分

ご契約者名義 ご契約番号

ご請求金額円55消費税等相当額円

お支払期日

東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワークサービスセンター

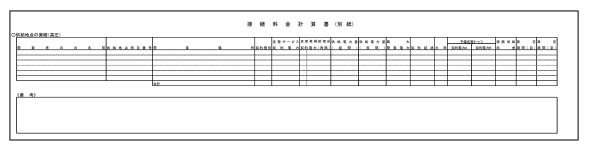
- ※ 自己託送の電気使用量の購買伝票等として発行されます。
- ※ 自己託送の電気使用量は、「電気ご使用量のお知らせ」などの購買伝票等では記載されません。
- ※ 日程等別料金計算書は、内訳と別紙がセットで添付されています。
- ※ 自己託送の電気使用量は、事業所ごとに日程等別料金計算書(別紙)に記載されています。
- ※ 日程等別料金計算書(別紙)は、特別高圧と高圧で分かれています。

続送電サービス料金	A. International	
契 <u>約 種 別</u> 特別高圧標準接続送電サービス	料 金	
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
特別高圧従量接続送電サービス		
高圧標準接続送電サービス		
高圧時間帯別接続送電サービス		
高圧従量接続送電サービス		
電灯定額接続送電サービス		
電灯標準接続送電サービス		
電灯時間帯別接続送電サービス		
電灯従量接続送電サービス		
動力標準送電サービス		
動力時間帯別接続送電サービス		
動力従量接続送電サービス		
小計		0
時接続送電サービス料金		
契 約 種 別	料 金	
特別高圧臨時接続送電サービス		
高圧臨時接続送電サービス		
電灯臨時定額接続送電サービス		
電灯臨時接続送電サービス		
動力臨時定額接続送電サービス 動力臨時接続送電サービス		
小計		0
備送電サービス料金	del A	
契 <u>約 種 別</u>	料 金	
特別高圧予備送電サービス		
高圧予備送電サービス		
小計		0
接性評価割引額	dul. A	
送電サービス	料 金	
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合		
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合		
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合		
旧近接性評価地域の場合		
小計		0
その他料金合計 (①+②+③+④)		0
うち消費税等相当額		0
45±17 (日本)		
約超過金	料 金	
世代学		0 (
接続送電サービス		0 (
<u>臨時接続送電サービス</u> 予備送電サービス		0
ア順送車サービス		U
その他料金合計(⑤+⑥+⑦)		0
うち消費税等相当額		0
の他料金		
該当金額	 うち消費税等相当額	
延滞利息	7つ/万良仇寺10日設	0
精算による差額		0 (
付昇による左供		U
7 0 (15 th) A A = 1 ((((((((((((((((((
その他料金合計(⑧+⑨) うち消費税等相当額		0

【特別高圧】

日程等別料金計算書(別紙) 給地点の実稿(特別高圧)																																				
ê	地点	の実	類(智	別高田の	E)	R	*	=	. 40	16	ė s	. +	2 00		-	10	_	f az en a				発補給相当 雷力(再掲)	電力額		松電		 大和	an an	a h	*	予備送 契約電力A	電サービス 契約電:	按続供料	走 (自)	## ## (定配
-													Ī			 								#			Ē		Ė							
-								_					 会日	H		 	 				1		 				 Ŧ			Ŧ						Ξ
ı	考)																																		_
_																																				╝

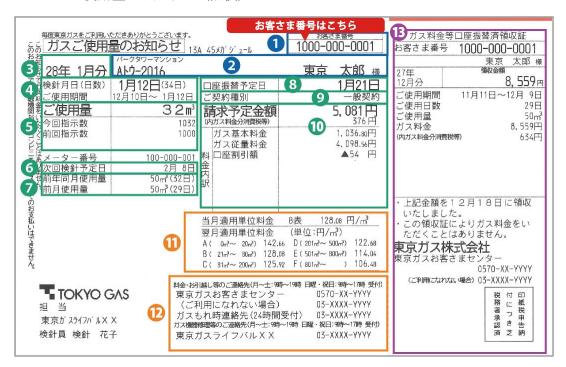
【高圧】



Ⅰ-3 東京ガス株式会社

(1) 購買伝票等

ア ガスご使用量のお知らせ (無償)



※ 東京ガス株式会社 HP より

イ myTOKYOGAS ビジネス(旧:TG CLUB)(無償)

TÔK	(ΥΟ ĜΛ	S	77 X	用量実績	4	東京	₹ガス株式会社 ▼								
ガスこ	(使用場所														
事	業所名														
お客	さま番号														
	用者名義														
	象件数	1件			***************************************										
	211 20														
検針月	使用量(m ¹) (低圧)	使用量(m²) (中圧)	使用量(m³) (合計)	検針月	使用量(m²) (低圧)	使用量(m³) (中圧)	使用量(m³) (合計)								
2013年09月	2,9		2,939												
2013年10月	2,8		2,807												
2013年11月 2013年12月	3,2		3,235 3,235												
		â†			12,216	0	12,216								
		āT			12,216	U U	12,210								
	ŀ	:::::::::::::::::::::::::::::::::::::::													
	-			+											
	ŀ			+											
お客さ	ま番号														
	-			+											
	-														
	-			+											

- ※ 東京ガス株式会社 HP より
- ※ PDFファイルから出力されていること。

~テナントの退去等に伴うガス閉栓の確認方法について~

1. 購買伝票等によるガス閉栓の確認

テナントの退去等に伴うガス閉栓を確認する際は、「閉栓」したことが明記されている 購買伝票等で、ガス閉栓されていることを確認することができます。

【購買伝票等による確認の例】

- ・ガス閉栓されていたことを示す資料
 - 例)移転等精算ガス料金口座振替のお知らせ、 移転等精算ガス料金カード請求のお知らせ

2. 購買伝票等に「閉栓」が明記されていない場合の確認

購買伝票等に「閉栓」したことが明記されていない場合において、以下に示すような要因等により、閉栓の確認が困難であるケースがあります。

- ・既にガス栓が撤去されており、ガスメータ<u>の現物が</u>確認できず、閉栓時の記録等も 存在しない。
- ・既に次のテナントが入居しており、算定年度において閉栓されていたことが確認で きない。

このような場合、例えば、次に示すような複数の資料の確認をもって、「閉栓されていた可能性が高い」と判断することが可能です。

【確認内容の例】(①と②を併せて確認する。)

- ① テナント退去の事実と時期を示す資料 例)テナント契約書、内装工事契約書
- ② ガス使用量を示す資料
 - 例1)ガスご使用量のお知らせ、払込書

(テナント退去時点の指示数^{※1}と、次のテナント入居時点の指示数に変化がない事を確認する。)

※1:閉栓直前の検針時に発行された「ガスご使用量のお知らせ」にお ける今回指示数+閉栓後に発行される「払込書」における使用量

例 2) ガス使用量実績 (テナントが MyTokyogas ビジネスに登録している場合*²)

(テナント退去時点以降のガス使用量がない事を確認する。)

※2:テナント退去後のMyTokyogas ビジネスの登録はできません。

ガス供給会社に「ガス閉栓証明書」(有償)等を求める前に、上記のような判断をすることができないかどうかご確認ください。なお、「ガス閉栓証明書」は予め書式が定められており、既定の記載項目以外の内容について追記はできません。

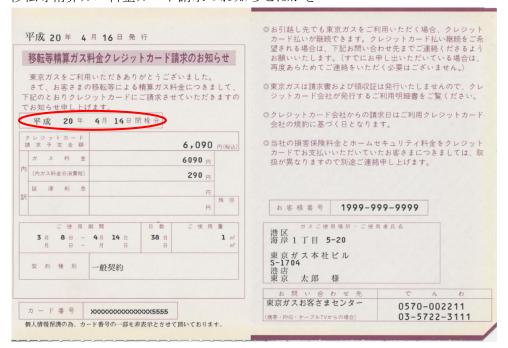
ガス閉栓を確認できる購買伝票等の例

東京ガス株式会社

・移転等精算ガス料金口座振替のお知らせはがき



・移転等精算ガス料金カード請求のお知らせはがき



Ⅰ-4 株式会社エネット

(1)購買伝票等

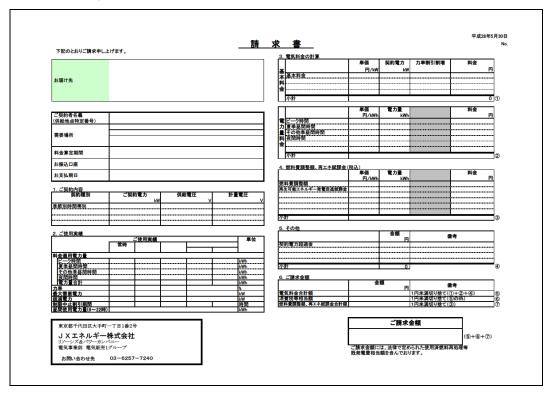
ア 電気ご使用量のお知らせ (株式会社エネット) (無償)

					2011年**月*
株式会社〇〇 経理担当 御					
				株式会社エネット	
	B000328- T000664-	000***			
	電気ご使用	量のお知り	らせ (20114	年**月分)	
いつも当社の電	気をご使用いただきありか				
	は以下のとおりです。				
需要場所名 検 針 日	〇〇ピル 2011年++月1日				
契約電力	*, 000 kW				
最大電力	+, +00 kW		**/**(火)10:30-	11:00に発生しております。	
力 率	** 5				
井 間 帯	全日 (主器)	有効 (主器)	無効 (主器)		
当月指示数	*, ***, ***	*, ***, ***	***, ***		
指示数差	**, ***	**, ***	÷, 000		
乗 率 構内損失補正率	*, 000 *. 000	*, 000 *, 000	*, 000 *, 000		
ご 使 用量	***, ***	***, ***	**, ***		
時間 帯	夏季	その他季			
当月指示数					
前月指示数指示数					
東本					
構内損失補正率					
ご 使 用 量 燃料費開整単価	0	***, ***			
前 月 分	0. ** 円/	kWh			
当 月 分 来 月 分	0. ** 円//				
来 月 分 その他のお知らせ	0. ₩ 円/	KME			
	契約電力の超過はござい	ません。			
				•	
				å	客様番号 +CX123

I-5 JX エネルギー株式会社

(1)購買伝票等

ア 請求書(JXエネルギー株式会社)(無償)



Ⅱ. 発行に際して費用が発生する購買伝票等

- Ⅱ-1 東京電力エナジーパートナー株式会社
- (1)購買伝票等

ア 使用量証明 (カスタマーセンター照会) (有償)

地区一お客さ	ま番号		
契約名義 (漢字)			
契約住所			
請求月分	請求金額	使用量	備考
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	田	kWh	
平成 年 月	田	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	
平成年月	円	kWh	
平成 年 月	円	kWh	-

[※] 鑑み文と併せたものが購買伝票等となります。

(2) 購買伝票等に準ずるもの

ア 電気使用量に関する証明書(東京電力エナジーパートナー株式会社)(有償)

i	お客さま番号			契約住所								
-	契約名義カナ						契約名義					
平成13年												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
												0
平成14年		0.0		0.0	0.0	100	44.0	100	4.0	0.0	0.0	A =1
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計 0
平成15年												v
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
												0
平成16年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
												0
平成17年												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成18年												0
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
												0
平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4月	5月	D月	/月	8月	9Я	10月	IIA	12月	I A	2月	3 A	百 百 0
							供給会	会社名及	び押印	闌		
							*/ +mr	n/−##≃	— —"	, rnad	: ш <u>т</u>	
							※押目	リに谷ス	. С, Д	ム印の傾	四四	
							20	表示の	位置を	変えるこ	と及び	別紙
							/^	┇┟╶╗╶╺ ╏ ╾┢╱┿	. , , = = = =	±1-1-7-	. L=	
							(B)	量の又寺) (こ記	載するこ	- 四	

※ 押印は、不要である。詳細は、第2部第3章(2)燃料等使用量の把握状況の確認の項を 参照してください。

Ⅱ-2 東京ガス株式会社

(1)購買伝票等

ア ガス使用量に関する証明書 (東京ガス株式会社) (有償) 【戸別】

検針月	使用量(m3) (低圧)	使用量(m3) (中圧)	使用量(m3) (合計)
2013年04月	1, 992	0	1, 992
2013年05月	2, 130	0	2, 130
2013年06月	1, 887	0	1, 887
2013年07月	1,846	0	1, 846
2013年08月	2, 021	0	2, 021
2013年09月	2,090	0	2, 090
2013年10月	1,938	0	1, 938
2013年11月	2, 092	0	2, 092
2013年12月	2, 083	0	2, 083
2014年01月	2, 097	0	2, 097
2014年02月	2, 357	0	2, 357
2014年03月	2, 483	0	2, 483
計	25, 016	0	25, 016

本証明書は、この度の「ガス使用量証明書の発行依頼」にもとづき作成したものです。 ご依頼内容により、対象期間中におけるお客様事業所全体のガス使用量と一致しない場合もあることを ご承知おきください。 【NO.1501090】

※ 東京ガス株式会社 HP より

【合算】

(合算) SAMPLE

2015年 02 月 23 日

ガス使用量に関する証明書

東京ガス株式会社 情報開示センター

ガスご使用場所 (当社登録)	港区海岸1 - ○ - ○ 東京ガスビルディング 東京ガス					
事業所名						
対象件数	4 件					
対象お客さま番号	1234 - 567 - 8910	1111 - 100 - 1000	1222 - 200 - 2000	1333 - 300 - 3000		

検針月	使用量(m3) (低圧)	使用量(m3) (中圧)	使用量(m3) (合計)
2013年04月	4, 156	0	4, 156
2013年05月	4, 274	0	4, 274
2013年06月	4, 151	0	4, 151
2013年07月	4, 204	0	4, 204
2013年08月	4, 662	0	4, 662
2013年09月	4, 294	0	4, 294
2013年10月	3, 934	0	3, 934
2013年11月	4, 372	0	4, 372
2013年12月	4, 183	0	4, 183
2014年01月	4, 107	0	4, 107
2014年02月	4, 156	0	4, 156
2014年03月	4, 215	0	4, 215
計	50, 708	0	50, 708

本証明書は、この度の「ガス使用量証明書の発行依頼」にもとづき作成したものです。

ご依頼内容により、対象期間中におけるお客様事業所全体のガス使用量と一致しない場合もあることを

ご承知おきください。 【NO.1501091】

UBWRQ1

※ 東京ガス株式会社 HP より

Ⅲ. その他

Ⅲ-1 その他の証明書

(1) 購買伝票等に準ずるもの

ア 支店長等の責任を有する者の証明書

平成28年4月1日

○○電力株式会社 □□支店長 ×× △△

電気ご利用実績の提供について

・・・・、別紙の実績表をご覧ください

※ この鑑み文に添付された実績表に対しては、押印は不要

イ その他の証明書類

これらの証明書類は、購買伝票等として認めております。





電気の使用量証明書類 (例)

都市ガスの使用量証明書類 (例)

※ これらの証明書類が認められる判断の基準は、第2部第3章(2)燃料等使用量の把握状況の確認の項をご覧ください。